

大乘経典における「順忍」に関する記述の諸相

——特に「無生法忍」との関連に注目して——

宮 崎 展 昌

1. はじめに

前稿「初期経典および部派論書にみられる「順忍」に関する記述」（本誌前号107号収録、以下「前稿」と略称）においては、その題目のとおり、初期経典および部派論書における「順忍（随順忍、柔順忍）」（Skt.: anulomikakṣānti, anulomikī kṣānti; Pali: anulomikā khanti）に関する記述について調査・検討した。本稿では調査対象を大乘経典に移して、それらにみられる「順忍」に関する記述について検討する。

前稿の冒頭でも述べたように、仏教において「忍（忍辱、忍耐、あるいは認めること、受認すること）」（Skt.: kṣānti; Pali: khanti）は伝統的に重視されてきた言葉、概念であり、特に大乘仏教では六波羅蜜のひとつにも数えられる。しかし、前稿および本稿で扱う「順忍」については、これまで注目されることはほとんどなかった。けれども、初期経典から部派論典、大乘経典をつうじて用いられる言葉であり、本稿でもみていくように、大乘仏典できわめて重要な術語として知られる「無生法忍」（Skt.: anupattikadharmakṣānti）としばしば関連づけられる。特に本稿ではその「無生法忍」との関連に注目して検討を進めることで、その膨大かつ広範な用例に十分な調査・検討がなされているとは言い難い「無生法忍」の解明にも寄与することを視野に入れながら、大乘経典における「順忍」について調査・検討を行う。ただし、本稿では大乘経典にみられる「順忍」の記述を網羅的に扱うことはせず、「順忍」の記述をとおして他典籍との

関連が見られるものや「順忍」の内容を扱ったもの、そして上述のように「無生法忍」と関連する用例を中心に扱うことにする。

以下、大乘經典にみられる「順忍」の用例について検討するが、次表に掲げるように、「順忍」の内容を扱うものか否か、および「無生法忍」との関連の有無によって、便宜的に4種に分類してみていく。

表1 本稿の構成および本稿で扱う大乘經典

	「無生法忍」と関連しない用例	「無生法忍」と関連する用例
(第2節)「順忍」の内容を扱わない記述	(2.1) 維摩經, 阿闍世王經, 大樹緊那羅所問經, 海意所問經	(2.2) ラリタヴィスタラ, 首楞嚴三昧經, 大哀經, 賢劫經, 無量壽經
(第3節)「順忍」の内容を扱う記述	(3.1) 二万五千頌般若, 善勇猛般若, 三昧王經 (Ch. VI), 大神變會	(3.2) 十地經, 華嚴經十忍品

なお、「無生法忍」と「順忍」の双方が見いだせる用例には、〈無量壽經〉や〈華嚴經〉「十忍品」などのように、上記の2種の忍に「音響忍」(ghoṣānugā kṣānti)を加えた「三忍」を数える用例も含む。

くわえて、第4節では『大品般若』への注釈書とされる『大智度論』にみられる「順忍」に関する記述について検討する。言うまでもなく、『大智度論』は大乘經典ではなく、大乘經典への注釈書とされる典籍であるが、今回検討する大乘經典の記述とも関連が見られる用例がいくつかみられ、「無生法忍」と関連する用例も含むので本稿で取り上げる。

本稿の主たる目的は、すでに述べたように「無生法忍」との関連に注目しながら、大乘經典における「順忍」に関する記述について調査することであるが、それらをとおして、上記に掲げたような大乘經典の相互関係を探ることも併せて模索したい。前稿で扱った初期經典や部派論書については既に先行研究等によっておおよその先後関係が明らかにされているのとは対照的に、個々の大乘經典の前後関係や相互関係についてはほとんど明らかにされていない。このこ

とは大乘經典の解明を難しくしている一因であるとともに、大乘經典の研究する上での主要な研究課題のひとつであり、今回扱う「順忍」のような術語などの調査をとおして、少しずつでも明らかにしていく必要がある。

2. 「順忍」の内容を扱わない大乘經典の記述

2.1 「無生法忍」とは関連しない用例—「順忍」の獲得にともなう仏や菩薩への供養・讃嘆の記述

まず、「順忍」の内容には踏み込まず、かつ「無生法忍」とも関連しない用例として、いくつかの大乘經典で共有される、「順忍」を獲得するとともに仏や菩薩に対して供養、讃嘆を行う記述についてみていく。

言うまでもなく、仏・如来への供養や讃嘆の記述は、初期經典以来、仏教經典には必ずと言ってもいいほど頻出する。そのような記述と「順忍」の獲得が結びつくことは特段取り上げるべき事柄ではないかもしれない。けれども、管見の限り、相当数の用例が確認できる「無生法忍」の獲得の記述と関連した、仏や菩薩への供養・讃嘆の記述はかなり限定的であるのに対して、「順忍」の獲得の記述と結びついた、仏や菩薩への供養や讃嘆の記述は複数的大乘經典で確認でき、さらに当該典籍については何らかの相互関係があった可能性も考えられるのでここで取り上げる。また、「順忍」の具体的な内容には踏み込んでいないものの、当該の記述の前後には、後で確認する「順忍」の内容と関連性が考えられる「疑いの解消」に関する記述を含むものが確認できる。

最初に、梵本も現存する *Vimalakīrtinirdeśa* 〈維摩經〉第 XII 章 *Nigamanaparīndanāparivarta* 「法供養品」における用例を掲げる。

(A) *Vimalakīrtinirdeśa*, Ch. XII *Nigamanaparīndanāparivarta* 〈維摩經〉「法供養品」

「すなわち、神々のインドラよ、かのソーマチャットラ（月蓋）王子はかの世尊、薬王如来のそばで、以上のような法の供養について聞くと順法忍

を獲得した。〔月蓋王子は〕外套や衣服の装飾によってかの世尊を覆うと、
次のような言葉を述べた「世尊よ、私は如来の〔滅後⁽¹⁾に〕正法を守るため
に、正法を供養することをなすために、正法を守ることができる。私が
マーラと対論者を打ち砕く者として、世尊の正法を守ることができる、ま
さにそのような加護を世尊は私になすべし⁽²⁾」

（高橋・西野 [2011: 221-222] 参照）

上記 (A) 〈維摩經〉に見られるように、「順忍（順法忍）」を獲得した直後に
仏や菩薩に対して供養を行う記述が、以下のように、(B) 〈阿闍世王經〉(C)
〈大樹緊那羅王所問經〉(D) 〈海意所問經〉などにも共通して見られる。

(B) **Ajātaśatrukaukṛtyavinodana* 〈阿闍世王經〉

「以上の教説が説かれたとき、阿闍世王は空性に随順した忍を獲得して、
彼は満足し、喜び、愉悅し、歡喜しつつ、喜びと心地よさを感じて、合掌
して、次のような言葉を申し述べた「文殊よ、あなたはよくお説き下さっ
た。私のその悔恨の念は消された」

文殊は言った「大王よ、一切法が般涅槃であるならば、『私の悔恨の念は
消された』とあなたがそのように言った、それこそは大いなる〔誤った〕
認識 (*mahā-upalambha) である」(中略)⁽⁵⁾

〔阿闍世王は〕申し述べた「文殊よ、私の一切の障礙は消えました。すな
わち、もし、今よりあとに死期に至ったとしましても、私は再生しないで
しよう (*ahaṃ na punar pratisaṃdadhāsyāmi)」

文殊は言った「大王よ、一切法を般涅槃として〔妄〕分別すること、それ
はまさにあなたにとって大いなる〔誤った〕認識である。それはどうして
かという、大王よ、一切法は般涅槃であり、本性上生じない」

そこで、阿闍世王は十万に値する一片の布 (*duṣya-yugaṃ)⁽⁶⁾を持って座か
ら立って、文殊師利法王子にその一片の布を献上した。文殊師利法王子の
身体にその一片の布が献ぜられて間もなく、その時、文殊師利法王子が自

らの身体を消すと…⁽⁷⁾ (後略)」

(C) **Drumakinnararājaparipṛcchā* 〈大樹緊那羅王所問經〉

「その時大樹緊那羅王とその子らはこのように説かれた教えを聞いて、柔順法忍を獲得して、それぞれ身につけていた装身具を如来に献上して次のように言った「世尊よ、私が世に出現したことによって今日我々はこのよ
うな甚深の教えを聞くことができた。世尊よ、稀有なことである。伎楽の
音の中に疑いを問う偈が説かれ、化作された菩薩⁽⁸⁾に問われたことを答え
せ、集まった人々の疑問を断つことができた。我々は聞きおわって、大い
なる法の明かりを得ることができた⁽⁹⁾」」

(D) *Sāgaramatiparipṛcchā* 〈海意所問經〉

「海意よ、そのようにかの無辺光照世尊・如来がこの四種の習修を説かれ
た時、十那由多コーティの人々が無上正等覚に向かって発心した。八コー
ティの比丘たちは取著なく漏より心は解脱した(**anupādāya āsravebhyāś
cittāni vimuktāni*)。彼ら王太子らと王女たち、王妃の取り巻きは劣った随順
法忍を生じた。清浄境界大王は鋭い随順法忍を生じた。そこで清浄境界大
王は満足し、喜び、歎喜して、楽しんで、感興して、王権(**rājya*)すべて
を世尊に享受してもらうために捨てた。〈『海意所問經』 *bam po* 第九) 無
辺光照世尊・如来は清浄境界王に次のようにおっしゃった「大王よ、あな
たは〔如来が〕享受するために全ての王権を如来に対して捨ててしまうな
らば、大王よ、信によってよく説かれた法と律のもと出家すべきである⁽¹⁰⁾」

特に最初の3典籍、(A)〈維摩經〉(B)〈阿闍世王經〉(C)〈大樹緊那羅王
所問經〉については、いずれも初期大乘經典に分類され、それらの間に一定の
関連性が見られることは諸先行研究および筆者が既に指摘するところである。⁽¹¹⁾
さらに上記の記述では仏あるいは菩薩に献上するものが衣服あるいは装身具と
いう点まで共通することから、なんらかの関連性を窺わせる。くわえて、

(B)〈阿闍世王經〉と(C)〈大樹緊那羅王所問經〉には、波線を施したように、「一切の障碍は消えた」「疑問を断つことができた」という記述がみられるが、これらは後にみるように「順忍」の内容に関する記述「疑いの解消と信の獲得」とも関連性が窺える。

2.2 「無生法忍」と関連する用例—三忍を数える用例も含む

次に、「順忍」の内容には触れないが、「無生法忍」と関連した用例についてみていく。

最初に、「順忍」と「無生法忍」に「音響忍」を加えた「三忍」が言及される最も代表的な用例のひとつに数えられる *Sukhāvativyūha* 〈無量寿經〉における記述を確認する。

(E) *Sukhāvativyūha* 〈無量寿經〉

「また、かれらすべての衆生たちは、かの菩提樹を見ると同時に、無上なる正等覚より退転しない者として安住し、三つの忍、すなわち、〔仏の〕音声に随従するという〔忍〕（音響忍）と、〔法に〕随順するという〔忍〕（柔順忍）と、諸法が不生であるという忍（無生法忍）を得る」⁽¹²⁾（藤田 [2015: 135] 参照）

極楽世界の衆生たちがその菩提樹をみた際、「順忍」「無生法忍」「音響忍」の「三忍」を獲得するという記述である。ただし、注記したように、現存する諸漢訳のうち、対応する記述が確認できるのは、康僧鎧訳とされる魏訳 (T. No. 360)、および『大宝積經』所収の菩提流志訳 (T. No. 310 (5))に限られ、支婁迦讖訳や支謙訳といった古い漢訳には確認できない。一方、その直前にある「無上なる正等覚より退転しない者として安住し」といった文言は、次に見る (F) *Lalitavistara* および (G) 〈大哀經〉にみえる「不退転地」と「順忍」の記述との関連も窺える。

次に、大乘經典における「順忍」と「無生法忍」が関連するが、「順忍」の内容には踏み込まない用例 4 種を確認する。いずれの用例も修行項目といえるものを列挙するなかで「順忍」と「無生法忍」の 2 種の忍を扱う。以下、関連性が見いだせるものについて、2 例ずつ順に見ていく。

まず、(F) *Lalitavistara* 第 IV 章 Dharmālokamukhparivarta 「法照門の章」および (G) **Tathāgatamahākaraṇānirdeśa* 〈大哀經〉の用例を確認する。

(F) *Lalitavistara*, Ch. IV. Dharmālokamukhparivarta

「陀羅尼を獲得することという法を照らす門は、すべての仏によって説かれたことを保持することに役立つ。弁才を獲得することという法を照らす門は、すべての衆生に対してよく説かれて、満足させることに役立つ。隨順法忍という法を照らす門は、すべての仏の法に隨順することに役立つ。無生法忍という法を照らす門は、授記を獲得することに役立つ。不退轉地という法を照らす門は、すべての仏の教えを満たすことに役立つ。地から地へと登る智という法を照らす門は、一切智者の智の灌頂⁽¹³⁾に役立つ」

(G) **Tathāgatamahākaraṇānirdeśa* 〈大哀經〉

「音声に隨順する忍は智慧の根本である。修習より生じる忍は智慧の作用（業）である。尽きることを知ること（尽智）は智慧の根本である。生じないことを知ることは智慧の作用（業）である。順忍は智慧の根本である。無生法忍は智慧の作用（業）である。不退轉地は智慧の根本である。灌頂位⁽¹⁴⁾は智慧の作用（業）である」

Lalitavistara はチベット語訳では「大乘經典」とされる仏伝であり、ここで掲げた用例のように「無生法忍」などの大乘に特有とされる術語を含み、大乘の影響を色濃く受けて成立した典籍として知られる。その (F) *Lalitavistara* の用例では、「法を照らす門」として 108 の項目が列挙される第 IV 章の末尾において、下線を施したように「隨順法忍」と「無生法忍」が順に列挙され、さ

らに波線を施したように、「不退転」および「灌頂」という項目が続く記述になっている。108の項目は全体としては単なる列挙になっているようであるが、上記で引用した末尾付近の記述に限定すると、修行の段階や順序を示したものとみなせる。

この(F) *Lalitavistara* の用例に類するものが、(G)〈大哀経〉にもみられ、こちらは智慧の「根本 (*mūla)」と「作用 (業, *karman)」の列挙になっているが、その末尾付近の記述については、同様に、修行の段階を示したものと考えることができる。下線を施したように「音響忍」と「順忍」「無生法忍」の三忍が順に説かれ、その後、波線を施したように「不退転」「灌頂位」と続き、先の(F) *Lalitavistara* の用例との間に類似性をみてとれる。

次に、(H) **Śūraṅgamasamādhī* 〈首楞嚴三昧経〉と(I) 竺法護訳『賢劫経』「法師品第四」における用例をみていく。

(H) **Śūraṅgamasamādhī* 〈首楞嚴三昧経〉

「六波羅蜜を完成したその時に善巧方便を得ることに到達するものである。善巧方便を得ることに到達したその時に第二の随順忍⁽¹⁵⁾に住するものである。第二の随順忍に住するその時に無生法忍を獲得する。無生法忍をそなえるその時に諸仏・世尊らによって無上正等覚への予言(授記)が与えられる。諸仏・世尊によって無上正等覚への予言が与えられるその時に第八地へと入るであろう。第八地へと入ったその時に菩薩は現在仏が現前する三昧を得る。すなわち、その三昧をそなえたものは仏に見えて離れないであろう。仏に見えて離れないその時に完全で円満なる仏の一切法を得るであろう。そのものは完全で円満なる仏の一切法に住し、仏国土の非常に優れた莊嚴を成し遂げる⁽¹⁶⁾」(丹治 [2002: 251-252] 参照)

(I) 『賢劫経』「法師品第四」

「尽きることない悲心を立て、四無量心⁽¹⁷⁾を具える。四無量心を具えおわ

て、五神通を完成する。五神通を完成して、六波羅蜜を完全に具備する。六波羅蜜を達成して、柔順忍を獲得する。この忍を獲得して第二と名付ける。第三の音響忍⁽¹⁷⁾は全ての響きが本来は空で寂靜であると理解する。三界の音声は全て虚しく実体なく、真諦もない。この意味を了解して、これによって徐々に無生法忍に入り、三界はすべて抛り所なく、五趣も根本がないことを完全に理解する。この慧を了解すれば、すなわち無生法忍を獲得し、諸々の生まれるところに入り、心は生まれるところなく、まるで虚空には憎らしいものなく、愛らしいものがないようである。それによって授記を受け、授記を受けおわって現在において必ず十方仏をみる⁽¹⁸⁾」

ともに修習すべき項目が列挙されるが、前者(H)〈首楞嚴三昧經〉では引用部分より前のものを含めると「(意樂→四無量心→六波羅蜜→善巧方便→順忍→無生法忍→授記→第八地→諸仏現前三昧」という順序になっている。それに対して、後者(I)竺法護訳『賢劫經』「法師品第四」の用例では「悲心→四無量心→五神通→六波羅蜜→順忍→音響忍→無生法忍→授記→見十方仏」となっていて、下線や波線を施した部分に関して類似性を見出すことができる。ここにあげたような修習項目を列挙する順序は、管見の限り、他に広く認められるものでもなく、上記の記述に関しては両經の間になんらかの連絡があったとみることができる。

ちなみに、チベット語訳『賢劫經』には上記の記述は欠け、他の部分においても、同本異訳とされる竺法護訳とチベット語訳とでは相違も大きく、両者では系統がかなり異なる可能性が高い。

3. 「順忍」の内容を扱う大乘經典の記述

3.1 「無生法忍」とは関連しない用例

本項では「無生法忍」とは関連せず、「順忍」の内容を扱う記述についてみていく。最初の〈大品系般若〉の用例2つと〈善勇猛般若〉の用例に関しては比較的簡潔で、次項で検討するような用例との関連は確認できない。ただし、

〈大品系般若〉諸本のなかで竺法護訳『光讚般若』にのみみられる用例については、第4節でみる『大智度論』における複数の用例と関連が見いだせる。一方、〈三昧王経〉第VI章および〈大神変会〉の用例については次項で検討する諸用例とも関連が見出せ、それらに関しては後ほど整理して検討する。

まず、〈大品系般若〉には「順忍」の用例が2種確認できる。以下の最初の用例は、いわゆる「三乗共の十地」に関連して「順忍」が言及される。

(J) *Pañcaviṃśatisāharikā Prajñāpāramitā* 〈大品系般若〉

「そのように言われた時、長老須菩提は世尊に次のように言った。「世尊よ、もし存在に関する想念を持てるものには順忍もないならば、そのものによって獲得がであろうか、どうして現観がであろうか。世尊よ、いわんや、非存在に関する想念を持てるものには順忍があり、もしくは浄観地があり、もしくは性地があり、もしくは八人地があり、もしくは見地があり、もしくは薄地があり、もしくは離欲地があり、もしくは已弃地があり、もしくは独覚地があり、もしくは菩薩地がある。道の修習に向かい、煩惱を捨て、声聞地に関するものを〔捨て〕、独覚地に関するものを〔捨て〕、煩惱に覆われたものが菩薩の決定に入るであろう。菩薩の決定に入りつつ、一切相智（一切種智）を得るであろう。一切相智を得つつ、一切の習気に伴う煩惱を捨てる。さらに、世尊よ、非存在に関する想念を持つものはいかなる法にも住処もなく、滅もなく、生じることもない。さらに、それらの諸法を生じずに、一切相智を得ることはできない」⁽¹⁹⁾」

上記で点線を施した箇所が、いわゆる「三乗共の十地」に相当するが、その初地「浄観地」の直前で「順忍」が言及されることから、上記引用箇所では「三乗共の十地」より前に「順忍」は獲得すべきものとして捉えられているようである。「三乗共の十地」の初地「浄観地」は通常「凡夫位」として解されるが、その直前に「順忍」を置くことは、初期経典や部派典籍での「順忍」の

位置付けと共通点がみられる。すなわち、前稿で確認したように、初期経典や南伝部派論書では聖位に入ることが確定する「正性決定（正定聚）」の前段階に「順忍」が配され、説一切有部のアビダルマ文献では、聖位に入る前の「見道」への準備段階である「順決択分」の四善根の一つ「忍根＝諦順忍」とする説が確認できる。いずれでも「順忍」は聖位の前に置かれ、〈大品系般若〉の記述＝凡夫位である初地「淨觀地」の前に「順忍」を置く記述と対応する。

次に、〈大品系般若〉における2つ目の用例として、「順忍」と六波羅蜜のひとつである「忍波羅蜜」が関連づけられた記述について確認する。

(K) *Pañcaviṃśatisāharikā Prajñāpāramitā* 〈大品系般若〉

「須菩提は言った「世尊よ、菩薩・大士は般若波羅蜜に住して、どのようにして忍波羅蜜を獲得するのか」

世尊は言った「須菩提よ、ここで般若波羅蜜に住した菩薩・大士には順忍が生じる。そのものには次のように思う『ここにおいていかなる法（存在）も生じず、滅せず、死せず、誹謗されず、雑言を受けず、切られず、断ぜられず、殺されない。そのものが初発心を発してから菩提座に座るまで、もし、一切衆生がやってきて誹謗しても、雑言を浴びせても、塊や棍棒、刀で打つことなしても、切られても、断たれても、殺されても』その時このものは次のように考える『ああ、諸法（存在）には法性があり、ここにおいてはいかなる法（存在）も誹謗されず、雑言を受けず、切られず、断ぜられず、殺されない』そのものはそれらの善根を一切衆生の抛り所となして、無上正等覺に廻向する。このものには3種の認識、すなわち、誰が廻向し、誰に廻向し、どこに廻向するという〔認識〕がないように、そのように廻向する。須菩提よ、まさにそのように菩薩・大士が般若波羅蜜に住して、忍波羅蜜を獲得する⁽²⁰⁾」

上記波線を施した箇所、「いかなる法（存在）も生じず、滅せず、死せず」

および「諸法（存在）には法性があり」とする部分は「法（存在, dharma）」に関する認識・理解について述べた部分であり、これらが「順忍」に相当するとみることができる。一方、それ以外の点線部分はいわゆる「忍辱」「忍波羅蜜」に相当する部分とみなせる。本来は関連の薄い「順忍」と「忍波羅蜜」が、「忍」という言葉を共有することから結び付けられたものと推測できる。⁽²¹⁾同様に、忍波羅蜜と順忍が結びついたものとしては、『大集経』「無尽慧菩薩会」における「忍波羅蜜」の十法の記述 (T. No. 310, 11. 648c18-22) が確認できる。

なお、上記のように〈小品系般若〉に「順忍」の用例を2例確認することができたが、〈小品系般若〉がもとづいたとされる〈小品系般若〉では、チベット語訳をのぞき、「順忍」の用例を確認できない。おそらく、〈小品系般若〉から〈小品系般若〉へと展開・発展する過程において、「順忍」は導入されたものであろう。上記のうち、(J)の用例については初期経典や部派論典から影響を受けるかたちで導入されたものであり、(K)の用例については、上述のように、「忍」という言葉が共通することによって「順忍」と「忍波羅蜜」が新たに結びつけられたものとみられる。

次に、*Suvikrāntavikrāmaparipṛcchā* 〈善勇猛般若〉第IV章 *Aupamyaparivarta* 「比喩に関する章」における「順忍」の用例を確認する。

(L) *Suvikrāntavikrāmaparipṛcchā*, Ch. IV *Aupamyaparivarta* 〈善勇猛般若〉「比喩に関する章」

「舍利弗よ、聞くことは正しい認識 (pratipatti) の別名であって、悪しき認識の〔別名〕ではない。なぜなら、舍利弗よ、迷妄 (vipratipanna) によって「これは法である」と聞くことはない。舍利弗よ、あなたたちは聞いた意味に精通し、正しい認識に励むことをなさねばならない。舍利弗よ、迷妄に順忍は存在しない。舍利弗よ、説かれたとおりに法に関して認識する、それがこの法に関する正しい認識と言われる。舍利弗よ、正しい認識に励み、忍をそなえた人は再び悪趣に赴くことはなく、それらの法に関して素早く

到る。わずかな善根によってはそのような保証を得ることはない。これらの法に関して成就しない限り、重荷を下ろさない忍耐強いのものとしての保証も得られない。舍利弗よ、それらの法に関して成就し、学んで、忍を獲得したものは、二度と悪趣に赴くことに導く行為をなさないだろう。そのものは二度と怠惰になることもなく、劣ったものに与することはないだろう。そのものは退転することを恐れることもないであろう。怠惰へとなることもない。それはどうしてかという、舍利弗よ、そのものは汚れと浄化をよく知っている。そのものは正しく見ているものである。すなわちあらゆる法（存在）は顛倒から生じるものであり、非存在である〔と正しく見る〕。彼はそのように正しく見るものであり、忍をそなえるものであり、勇気あるものであり、優れたものであり、清浄なるよき習慣（戒）に住するものであり、威儀や交友関係、行為、自制を完成したものである⁽²²⁾（戸崎 [2001: 197-198] 参照）

〈善勇猛般若〉は〈小品系般若〉および〈大品系般若〉などの「基礎的般若経」をうけて成立した、いわゆる「短縮系般若経」のひとつであり、諸般若経のなかでも成立が比較的遅れるもののひとつとみられる。そのなかで「順忍」については、下線を施したように、「説かれたとおりに法に関して認識する」ことを具体的内容とする。また、波線部分の記述、特に「二度と悪趣に赴くことに導く行為をなさないだろう」とする部分は、前稿でも述べたように、説一切有部のアビダルマ文献において「忍善根 = 諦順忍」の特性として、「悪趣に墮ちない」というものが挙げられる点と類似する。仮にそれらの間に影響関係があったとしたなら、成立時期がかなり早い『大毘婆沙論』卷第八 (T. No. 1545, 27.30b28-c16) にも同様の説がみられることから、有部系論書から〈善勇猛般若〉へと影響があった可能性を認めることができるだろうか。

くわえて、点線を施した部分には「忍耐」に関連する記述がみえ、先の (K) 〈大品系般若〉の用例との類似性もみられる。

先に確認した〈大品系般若〉の用例2つは、注記したように、梵本をはじめとして、竺法護訳や無叉羅訳、玄奘訳などの諸漢訳にも対応する文言が確認できたけれども、次に見る竺法護訳『光讚般若』に見られる用例は、管見の限り、他の〈大品系般若〉諸本に対応する記述は確認できず、同漢訳特有の記述とみられる。一方で、第4節で確認する『大智度論』にみられる「順忍」の記述と興味深い関連がみられるのでここで取り上げる。『光讚般若』にみられる「順忍」の内容に関する用例は次のとおりである。

(M) 竺法護訳『光讚般若』

「舍利弗は言う「須菩提よ、『菩薩が不純で不善なものを生み出す』とはどう言うことか？」須菩提は言う「舍利弗よ、なぜならば、不純で不善なものとは法に愛著することをいう」さらに〔須菩提は〕言う「舍利弗よ、菩薩大士は般若波羅蜜を行じて、色形（色蘊）が空であることに立脚していても想念や意識には拠り所があると知る。感受作用（受蘊）、概念作用（想蘊）、観念作用（行蘊）、認識作用（識蘊）もまた同様で、それらが空に立脚していても、想念や意識には拠り所があると知る。それらについて菩薩大士の柔順法忍の愛著⁽²³⁾というのであり、不純で不善なものを生み出す」

上記引用箇所では、五蘊が「空」であることについて説かれるが、後続箇所では、同様に五蘊について、「無想（相）」「無願」「無所有」「無常」「苦」「無我」とする教説が繰り返される（T. 8.165c27-166a9）。下線を施した箇所のような「愛著法」「柔順法忍之愛著」というような記述は〈大品系般若〉の中では竺法護訳『光讚般若』に限られる記述であるものの、あとに見る『大智度論』での「順忍」の用例のいくつかと類似性、関連性が窺える。

次に、*Samādhira* 〈三昧王経〉第VI章 *Samādhiparivarta* 「三昧の章」における「順忍」の用例を確認する。あとに確認する〈大神変会〉の用例とともに、大乘經典の用例の中では「順忍」の内容をかなり詳細に説いたもので、次項で

確認する用例とも共通点がみられ、それらとの比較は後ほど試みる。

(N) *Samādhirāja*, Ch. VI *Samādhiparivarta* (三昧王経) 「三昧の章」

「そこで世尊はまたチャンドラプラバ(月灯)太子に話しかけられた「そしてそれゆえ、太子よ、菩薩・大士でこの三昧を欲し、素早く無上正等覚を悟ることを欲するものは三昧への準備 (parikarma) をなすべきである。そこで、太子よ、三昧への準備とはどのようなものか。太子よ、ここにおいて菩薩は、大悲から発した心をもって、現前した如来たち、あるいは般涅槃した〔如来たち〕に対する供養をなすことに熱心なものである。(中略) 彼はいかなる法、すなわち、色形や愛欲、享樂、天界への再生、取り巻きを求めず、如来に供養する。それらではなく、法を思念するものである。その〔如来に供養することを〕望むものは、如来について法を身体とするもの(法身)としても捉えない。ましてや色形を身体とするものとしても捉えない。それゆえ、太子よ、彼らにとって、それが如来を供養することである。すなわち、如来を見ないことであり、自己を認識しないことであり、行為の果報を欲する気持ちを持たないことである。太子よ、このような三輪清浄なる供養によって如来に供養して、菩薩・大士はこの三昧を獲て、素早く無上正等覚をさとる」

そこで世尊はその時チャンドラプラバ太子に次のような三昧への準備に関する教説を更に偈頌を詠むこと⁽²⁵⁾で広範に明らかにした。

「限りなき智をもてるもの (=如来) に対して香を献上すれば、人々には限りなき香が生じる。コーティ・カルパの間悪趣には赴かず、彼らには悪臭は生じることがない。(1)

彼らはコーティ・カルパの間行を行いつつ、千コーティの仏に供養をなして、かれらは生じた智の香りによって最上の戒の香りを持ったブツダらとなる。(2)

さらにもし衆生が香を施すものと〔香りを〕施されるものがともに存在しない⁽²⁶⁾と知ったならば、そのような心でもって香を供養するそ

のようなものには柔軟な順忍が生じる。(3)

もし人がカーカニ銭のように切られても、ガンガーの砂の数ほどの幾
コーティ劫の間、そのものがこの〔順〕忍を非常によく修めるな
らば、^(c)そのものの心は退転しない。(4)

どうして『忍』というのか。どうして『順〔忍〕』というのか。どう
して『不退転』というのか。どうして『菩薩』というのか。(5)

忍はこの無我の法(真理)において本質的に存在し、無我の想念を持
つものには煩惱はなく、一切法を虚空の如くに理解する。それゆ
え、これに関して『忍』と名付けられるべきであり、他にはある
だろうか。(6)

あらゆる勝者に随順して学び、賢者は非法を行じず、⁽²⁷⁾^(a)仏法について
疑いを生じない。それが随順する忍である。(7)

^(c)そのように行じるものには、世間において仏の姿をもってマールが
現れ、言葉を語りかけるであろう。『悟りは非常に得難い。声聞
たるべし』という言葉を受け取らずに、退転しない。(8)

『その道は甘露(不死)を得るためのものではない』として不公平な
見解から人々を目覚めさせる。悪しき道を捨て〔正しい〕道に入
らせる。それゆえ菩薩と呼ばれる。(9)

随順の道にとどまり、忍を実践し、⁽²⁸⁾無我にめざめたものにはたとえ夢
の中でもそのものには人・ブドガラ・命・衆生があるという思い
は生じることがない。(10) (後略)』⁽²⁹⁾(田村 [2003: 128-135] 参照)

上記引用からもわかるように、〈三昧王経〉第VI章では三昧への準備が説
かれ、そのなかで「順忍」が言及される。同経第VI章全体では、上記引用文
にあるように、諸仏への供養・布施を行なうことで「順忍」を得、さらに「順
忍」を修めることで「不退転」になるという順序が示される。「順忍」の具
体的な内容については、第6偈にあるように、「忍は無我の法において本質的に
存在し、無我の想念を持つものには煩惱はなく、一切法を虚空の如くに理解す

る」とする。さらに続く第7偈では、梵本は難解であるが、チベット語訳や漢訳にもとづいた理解によると「あらゆる勝者に随順して学び、賢者は非法を行じず、仏法について疑いを生じない」ことが「順忍」とされる。

本項で確認する最後の用例として、**Mahāprātihāryanirdeśa* 〈大神変会〉での「順忍」の用例を掲げる。同経では「順忍」に関する教説が説かれる偈頌がまとめて確認できる。

(O) **Mahāprātihāryanirdeśa* 〈大神変会〉

「(d)心は平等であるがゆえに、随順することと随順しないことの、いずれにも心は入らない。それが順忍である。(1)

諸仏によって説かれたことを味わい、落ち着いて随順することなしつつ、
それに関して口論することをしない。それが順忍である。(2)

あらゆる不善を含まず、善なる諸法に関して入るであろうし、それに関して
執着することはなさない。それが順忍である。(3)

(b)空のおんじょう音声と衆生の音声、同様に、見ることの音声とあらゆる音声に執着しない。それが順忍である。(4)

(b)仏の音声と声聞の音声、多種多様の法の音声と、いかなるものの音声についても分別しない。それが順忍である。(5)

布施と戒、聞くこと、精進、禪定、智慧、それらすべてに関して熱心にな
す。それが順忍である。(6)

(d)すべてのことと我に関して心が平等であり、菩提心を捨てず、菩提道を行じることをなす。それが順忍である。(7)

(a)完全に悟ったもの(=仏)が我々に対して如実(30)に法を説き、それに関して疑わない。それが順忍である。(8)

いずれの偈頌も「順忍」について述べたものであり、比較的密度の濃い内容となっており、後ほど比較するように、同経での「順忍」の記述は多彩な要素

を含む。例えば、第4偈および第5偈に説かれるような「音声」に関連する事柄（波線部）が含まれている点は、次項で確認する「三忍説」中の「音響忍」の記述に類するものであり、興味深い。また、第6偈にみられる「六波羅蜜」については、先に確認した(H)〈首楞嚴三昧經〉および(I)竺法護訳『賢劫經』において、「順忍」獲得の前提として「六波羅蜜」が挙げられていた点との関連を示唆する。

3.2 「無生法忍」と関連する用例—「三忍」を数える用例も含む

本項では〈十地經〉および〈華嚴經〉「十忍品」における「順忍」の用例をみていく。後者の用例は「音響忍」を含む「三忍」が説かれる用例であるとともに、各忍に関して詳細な説明がなされる。

まず、*Daśabhūmika* 〈十地經〉では、*Abhimukhī nāma śaṣṭībhūmi* 「第六現前地」において「順忍」に関する説明が2箇所みられる。先の〈大品系般若〉の用例(J)にみられた「共の十地」は声聞・独覚を含むものであるが、〈十地經〉で説かれる「十地」は「不共の十地」であり、菩薩独自の十の修行階梯として知られる。先の〈大品系般若〉の用例(J)では、「共の十地」の前に「順忍」がおかれているのに対し、〈十地經〉では「第六現前地」で「順忍」が得られるとし、その位置付けは大きく異なる。

まず、〈十地經〉「第六現前地」の冒頭付近にあらわれる「順忍」の用例からみていく。

(P) *Daśabhūmika*, Ch. VII *Abhimukhī nāma śaṣṭībhūmi* 〈十地經〉「第六現前地」

「あなた方、仏子らよ、第五の菩薩地において道をよく完成したところのこの菩薩は第六の菩薩地に入る。そのものは、十の法の平等性によって〔第六菩薩地〕に入る。十〔の法の平等性〕とは何かというと、すなわち、

(1) 一切法に特性 (*nimitta*) がないという平等性と、(2) 一切法が生起し

ない (anupāda) という平等性と、(3) 一切法に特徴がない (alakṣaṇa) という平等性と、(4) 一切法が生じない (ajāta) という平等性と、(5) 一切法が遠離している (vivikta) という平等性と、(6) 一切法が元来清浄である (ādiviśuddhi) という平等性と、(7) 一切法に戯論がないこと (niḥprapañca) という平等性と、(8) 一切法での取ることと捨てることの平等性と、(9) 一切法に関して幻、夢、輝き、響き、水月、影像、^{へんげ}変化との平等性と、(10) 一切法の存在と非存在の不二の平等性、^(d) これら十の法の平等性によって〔第六の菩薩地に〕入る。以上のような本性によって一切法を觀察するそのものは、追従し、順応し、逆らわず、鋭い順忍によって第六の現前菩薩地に到達するが、無生法忍の法門を獲得するには至⁽³¹⁾っていない」(龍山 [1938: 117-119] 参照)

上記のように「順忍」によって「第六の現前菩薩地」に入るとされ、その直前で「十の法の平等性」が明らかにされていて両者の間には関連性が窺える。他の典籍でも「順忍」と「平等性」が関連付けられていることとも類似する。

次に〈十地経〉「第六現前地」末尾付近にみられる「順忍」の記述を確認する。

(Q) *Daśabhūmika*, Ch. VII *Abhimukhī nāma śaṣṭībhūmi* 〈十地経〉「第六現前地」

「この現前菩薩地において住するかの菩薩には不壞なる意向 (*āśayatā*) が成就される。決定^{けつじょう}された意向、善良なる意向、甚深なる意向、不退転なる意向、不懈怠なる意向、無垢なる意向、無辺なる意向、智を望む意向、方便と智慧をあわせた意向が成就される。

これら十の菩薩の意向をもつそのものは如来の悟りによく随順するもの (*svanugatā*) である。あらゆる外道によって退転させられない精進をそなえるものである。智地に入っているものである。声聞と独覺の地より離れるものである。仏智が現前することに取り組んでいるものである。^(c) あ

あらゆるマーラと煩惱が現れることによって損減されないものである。菩薩の智の光明においてよく安住しているものである。空性、無相、無願の法が現れることでよく修習するものである。方便と智慧の伺察をそなえるものである。菩提支を完成することで円満するものである。この現前菩薩地に住するその菩薩は、最も優れた智慧波羅蜜に住して、それらの諸法に如⁽³²⁾実に随順し、反しないので、鋭い第三随順忍が生じる」(龍山 [1938: 127-128] 参照)

10種の「不壊なる意向 (āśayatā)」をそなえ、それによって「如来の悟りによく随順するもの」となり、「最も優れた智慧波羅蜜に住して、それらの諸法に如実に随順し、反しないので、鋭い第三随順忍が生じる」とされる。その前に列挙される項目は第六現前地に住する菩薩の特性を説明したものと考えられるが、「順忍」とも関連するようである。その中で波線を施した箇所「外道によって退転させられない」「あらゆるマーラと煩惱が現れることによって損減されない」という説明は他の文献の記述との間に類似性が見出せる。

次に **Buddhāvataṃsaka* (華嚴経) **Kṣāntiparivarta* 「十忍品」にみられる「順忍」の用例を確認する。〈華嚴経〉は、先に確認した〈十地経〉をはじめとして、〈入法界品〉など、元々は独立していた典籍が集成されるかたちで編纂されたと考えられている。「十忍品」に関しては、その簡潔なかたちのものが、「如来性起品」の異訳として知られる竺法護訳『如来興顕経』の末尾にも確認される。竺法護訳に対応するものが現存することから、その起源はある程度古く、「十忍品」はそこから発展、展開したものと考えられる。なお、諸典籍にみえる「十忍」は基本的には本経の説にもとづいたものとみられる。

その「十忍品」では「音響忍」「順忍」「無生法忍」の三忍に加え、幻や虚空などの比喻を用いた7種の忍が示される。最初に散文でそれぞれの忍についての概要が説かれ、再説の偈頌では、それぞれに10偈ずつ、やや詳細な説明が施される。竺法護訳『如来興顕経』には偈頌部分は欠けているので、偈頌の方

が後代に付加されたと類推できる。以下に確認する「十忍品」の記述はかなり詳細なものであり、他典籍での記述との比較も考えて、ここでは「三忍」の説明について、やや長くなるがチベット語訳からの試訳を掲げる。

(R) **Buddhāvataṃsaka*, Ch. XXV **Kṣāntiparivarta* (華嚴經)「十忍品」

「おお、ジナの子らよ、次の十は菩薩・大士にとっての忍の獲得である。すなわち、それらの忍の獲得をそなえた菩薩は、全ての忍によって覆うことのないものを得ることで、尽きることなく、覆うことのない仏法すべてを獲得するであろうものたちである。十とは何かというと、すなわち、音声を理解する忍と、⁽³³⁾順忍と、無生法忍と、幻(*māyā)のような忍と、蜃気楼(*marīci)のような忍と、夢(*svapna)のような忍と、音響(*pratiśabda)のような忍と、影像(*pratibimba)のような忍と、化(*nirmita)のような忍と、虚空のような忍である。おお、ジナの子らよ、それら十は菩薩らの忍の獲得である。すなわち、過去と未来と現在の仏・世尊らが〔かつて〕説いたことであり、〔今現在〕説くことであり、〔未来に〕説くであろう。

おお、ジナの子らよ、それらのうち、第一の忍で、声を理解する〔忍〕とは何か。すなわち、^(a)それらの法を聞いて恐れず、怖れず、畏れず、信じ、固く信じ、信解し、熱意を持ち、〔聞いた法に〕入り、随い、その本質に住しつつ、了解することをなす。すなわち、ジナの子らよ、以上が菩薩・大士らにとって音声を理解する忍を獲得することであり、第一〔の忍〕である。おお、ジナの子らよ、菩薩・大士にとって第二の順忍を獲得することとは何かというと、おお、ジナの子らよ、^(a)ここにおいて菩薩・大士は、これら諸法は「随順」とよばれると考え、伺察し、平等とみなし、⁽³⁴⁾相違しないようにする。それらの法に関して随順するように入るべきであると、そのように修習し、純粋に思うことをなし、〔諸法に関して〕平等とみなし、精進し、理解し、了解する。おお、ジナの子らよ、すなわち、これが菩薩・大士らにとっての順忍の獲得であり、第二〔の忍〕である。

おお、ジナの子らよ、第三の菩薩・大士らにとって無生法忍を得ることとは何かという、おお、ジナの子らよ、ここにおいて塵ほどの法（存在）でさえも、いかなるものも生じると考えることがない。いかなる法も滅ずると考えることがない。それはどうしてかという、生じないところのそれは滅しない。滅しないところのそれは尽きない。尽きないところのそれは垢を有しない。垢のないところのそれは壊れない。壊れないところのそれは根拠がない。根拠のないところのそれは寂靜の地である。寂靜の地であるところのそれは貪を離れる。貪を離れるところのそれは生成作用（行）がない。生成作用のないところのそれは願がない。願のないところのそれは住することなく、依拠するところがない。すなわち、これが菩薩・大士らにとって無生法忍を獲得すること、すなわち第三である（後略）

〈以下、再説の偈〉

ある人が宝を生み出す場所を聞いて多くの財産を集めるがゆえに喜びを生ずるのである。(1)

同様に大いなる智慧をそなえる菩薩でジナの子らは、深く寂靜なる特徴をもつ如来の法をよく聞く。(2)

寂靜なる法を聞いて彼らの心は恐れなくてであろう。彼らは心に怒りもなく、怖れも生じなくてであろう。(3)

(b) 大きな音声を聞いて、忍の音声によって悟りに向かい、大いなる智慧を持つものは正しく入り、それに関して疑いを生じることはない。(4)

「私は一切知者になるであろう、私は人々の拠り所となるであろう。

まことに甚深なる法を私は音声の門より聞く」(5)

(b) 音声に従うことで喜んでも、「正しいものを得ていない」と如来の法を求めるそのものには、^(a) 確固たる信解 (*adhimukti) が生じる。

(6)

悟りを求める心へとしっかりと意識を集中し、修習をなす。諸法を乱

すことなさず、^(a)その信 (*śradhā) をより拡充する。(7)
そのものは音声に随順する忍を獲得するであろう。実践に努めること
をなしつつ、音響忍に住する。(8)

法が生じる場所であるのでよく努めて、求め、精進して退転せずに、
仏の悟りを獲得することをなす。(9)

^(a)音声のみによって住することをなすので、悟りを求める心に対して
恐れることなく、音声によって信解を獲得するそのものはジナを
喜ばす。(10) (ここまでが「音響忍」に相当)

功德を積んだ人は、金の大鉢山を見つけ、装飾すべき場所の装飾をな
して彼らは身体に合わせた(=随順した)装飾をなす。(11)

まさにそのように、智者は法の優れたものを聞いたならば、心と意を
大海のように広げつつ、かつて聞いた諸法を思慮して、随順しな
い方法では法を求めることをなさない(=随順した方法で法を求め
る)。(12)

それらを理解して、実に随順して実践して、修習しない法は全くない。
彼らが諸法に随順するように、まさにそのようにそのものは諸法
を悟ることをなす。(13)

賢者の心は清浄となるであろう。すなわち、歓喜する心と清浄なる意
は輝きを生じる。法を意として持つものには大いなる自己
(*mahātman) がそなわって精進し、縁起する法によく入る。(14)

^(a)諸法の平等性にそのものは精進する。すなわち、存在(事物)を見
ることに精進し、ジナの蔵と相違することはなさない。すなわち、
^(a)不平等な諸法は存在しないと理解する。(15)

そのものは、^(a)意識は非常に堅固であるので、ジナの悟りのように行
じる。メール山のように動じることがないので、そのものの意識
は優れた悟りに依拠する。(16)

三昧に入った心をそなえることでそのものは精進する。すなわち、精
進をそなえた意識によってよく行じる。一千カルパの間の行を行

ずることをなしてもそのものの精進は壊れないであろう。(17)
このものたちは法に正しく入り、ジナの理解するべきものの深みをもよく獲得する。寂靜なる法性をよく獲得することで、それに関してためらう思いをなすともない。(18)

並ぶものなきものよって説かれたように、(a)そのものは諸法について平等であるとみなす。不平等の方法では随順は生じない(=平等である方法で随順が生じる)。すなわち、平等智を円満にすることを行じる。(19)

善逝に随順して説かれたところのそれらを認める門より出たものは、壊された諸法をそなえるものではない。すなわち、法性を如実に理解する。(20) (ここまでが「順忍」に相当)

(中略)

まさにそのように菩薩の心はよく現れても、そこにおいてわずかばかりの法も生じることはない。生じないところのその法は常に障碍がなく、正しい法を縁とすることに巧みであることに入る。(23)

^{とど}止まることなく、滅しない、それぞれの法の相続はこの法性のあり方に住するものである。違いのないこの法界によく入る。差異のない世界の根源のあり方も知る。(24)

真如と等しく、寂靜なる世間の根本となったもので、根本なく、差異のない實際を知る。⁽³⁸⁾すなわち、金剛なる誓願の本質を人々のために解説し、そのジナの子(菩薩)は善逝の智にも執着することはない。(25)

そのものはひとり励み、諸々の仏法を説くことをなし、法の力ゆえに動揺するであろうことはない。印と数字というあり方によって形成されたその世間を慈しむことを望むという正しい方法をなす。(26)

誓願をなすことに住するものも十力をそなえて、残らず全ての人々に対してそのものは執着することがない。取ることと捨てることを

離れた賢者の智をもつものは、法と法の解説の仕方に巧みである。

(27)

これが忍の最も優れたもので生じない法を持つものである。すなわち、それによって諸法は尽きることなく、尽きないであろう。生じることのないあり方によって説かれるべき法界は真如に依拠して変化することがない。(28)

ジナの子で悟りを求めてこの忍に住するそのものに対して全ての方角の無数の仏が教えを説き、そのジナの子に対して仏智を持ったもの(=仏)によって灌頂がなされ、十方すべてから現れてとどまる。(29)

彼らは寂靜なるすべての法を、常に寂靜なる心をよくそなえつつ、あらゆる善に向かうことをなす。三世の諸法全ての特徴と同様であるので、清淨なる特徴は衆生たちを導くこと⁽³⁶⁾をなす。(30)

(ここまでが「無生法忍」に相当)

他典籍との具体的な比較は後ほど試みるが、「十忍品」の偈頌の説明によれば、「音響忍」はいわゆる「聞」に相当し、「順忍」は「思」および「修」に相当するようである。「無生法忍」については、点線を施したように「真如(*tathatā)」や「法界(*dharmadhātu)」^{じつざい}「實際(*bhūtakoti)」などと関連して説かれていることが注意を引く。

なお、*Samādhirāja* 〈三昧王経〉第 VII 章 *Trikṣāntyavatāraparivarta* 「3 忍に入る章」では、そのタイトルのとおり、「3 種の忍」が説かれる。漢訳『月灯三昧経』では「3 種の忍」を「音響忍」「順忍」「無生法忍」の「三忍」とする記述が確認できるものの、先行研究も指摘するように、ギルギット写本にもとづく梵本およびそれに近い蔵訳では「3 種の忍」を上記の「三忍」として読むことについては疑問・検討の余地⁽³⁷⁾が残る。また、「3 種の忍」の具体的な内容が説かれる偈頌においては、漢訳と梵本・蔵訳の間で「3 種の忍」の区切りが異

なることも確かめられ、いずれの区分が本来的なかたちを伝えたものかについても判断し難く、その扱いは容易ではない。以上のように、現時点で〈三昧王経〉第VII章「3忍に入る章」における「3種の忍」⁽³⁸⁾に関しては問題点が多く、これを「順忍」をふくむ「三忍」の記述として本稿では扱うことは差し控えておく。

4. 『大智度論』における「順忍」の記述

鳩摩羅什訳『大智度論』(T. No. 1509, 以下『智度論』と略称)は同訳『大品般若経』(T. No. 223)の注釈書とされるものであり、漢訳の百卷本のみが現存する。鳩摩羅什は『大品般若経』を一旦訳出したのちに、その訳文の正確さを期すために、注釈書である『智度論』を取り寄せて訳出し、それにもとづいて『大品般若』の訳文の見直し・改訂を行ったとされる。伝統的に同論は「龍樹造」とされているものの、その編纂された地域とともに、著者の問題についてはいまだ解決をみていないが、訳者・羅什の影響が少なからずあったものとみられる。

言うまでもなく、同論は大乗経典への注釈書であり、厳密には本稿でこれまで扱ってきた大乗経典ではないけれども、同論には「順忍」の用例が多数確認されるとともに、これまでにみてきた大乗経典における「順忍」の記述との関連が窺える用例もいくつかみられるのでここで取り上げる。ちなみに、他の大乗の論書にも「順忍」や「諦順忍」の用例はいくらか確認できるが、主に唯識論書にみられる「諦順忍」については、前稿で確認した説一切有部のアビダルマ論書における代表的な用例、すなわち、見道への準備段階である順決択分⁽³⁹⁾における四善根の「忍善根」を「諦順忍」とする説の流れを汲むものとみられる。以下、『智度論』にみられる「順忍」の用例のうち、代表的なものやこれまで大乗経典にみられた記述との間に類似性・関連性が窺えるものについてみていく。

まず、『智度論』において、「無生法忍」と関連づけられて「順忍」が説かれる場合には、基本的に「順忍」は「無生法忍」よりも前の段階として描かれる。

これは大乘經典での用例とも一致する。ここではその一例として、『智度論』卷第六「初品中意無礙積論第十二」にみられる「大忍成就」の記述にみられる「柔順法忍」と「無生忍」の記述を確認する。

(S) 『大智度論』 卷第六 「初品中意無礙積論第十二」

【經】大忍が成就した〔菩薩衆がいる〕【論】問う：先に「等忍」と「法忍」が説かれたのに、⁽⁴⁰⁾今またどうして「大忍が成就した」と説かれるのか？ 答える：この2種の忍が増長すると「大忍」と名付ける。また次に「等忍」は衆生の中にあつて全てに耐え忍ぶことができることであり、「柔順法忍」は深い法（教え、真理）のなかで認めることであり、この2種類の忍が増長して無生忍を証得し、最後の肉身において悉く十方諸仏が目の前の空中に現れ、それらにまみえ、これを「大忍が成就した」という。例えるならば、声聞法のなかで〔四善根の〕煖法が増長して頂法と名付ける。頂法が増長して忍法と名付ける。さらに異なることのないものが増長すると異なるものになる。等忍と大忍はまさにそのようである⁽⁴¹⁾

下線を施したように、「等忍」と「柔順法忍」の2種類の忍が増長して「無生忍」を証得し、さらにそのあとに十方諸仏が現前して、「大忍が成就した」とされている。明らかに「柔順法忍」＝「順忍」は「無生忍」＝「無生法忍」の前段階とされている。波線を施した箇所、「無生法忍」を得たあとに「諸仏が現前する」という説は、先に確認した(H)〈首楞嚴三昧經〉および(I)竺法護訳『賢劫經』にみられる記述との類似点が見られる。

同様に、(H)〈首楞嚴三昧經〉および(I)竺法護訳『賢劫經』との間で共通点がみられる記述として、「順忍」のまえに「六波羅蜜」を配する記述が『智度論』の別の箇所に確認できる。

(T) 『大智度論』 卷第六十三 「歎淨品第四十二」

「次に六波羅蜜を行じて柔順忍を生じるまでを「得」と名づける。無生法

忍を得ることができて、菩薩位に入ること「著」と名づける。この清浄なる法のなかで無所得なる心によって、この二つの事柄がなくなるので「無得無著」と名づける⁽⁴²⁾

上記引用箇所では「無生法忍」も言及されているものの、「柔順忍」との関係は明確でない。けれども、同論における他の用例を考慮すれば、『智度論』では基本的には「柔順忍」は「無生法忍」よりも前の段階のものと思なされると考えることができる。

次に、先の(S)の用例と同様に「順忍」と「無生法忍」の両者が説かれ、「順忍」の特性についても触れられている用例として、『智度論』巻第七十五「灯喩品第五十七之余」での、三乗に共通する、いわゆる「共の十地」について解説した箇所を確認する。

(U) 『大智度論』巻第七十五「灯喩品第五十七之余」

「十地は乾慧地などのことである。(1) 乾慧地には2種類あって、1つ目は声聞、2つ目は菩薩である。声聞人は…(中略)…菩薩においてはすなわち初発心から未だ順忍を獲得していない段階である。(2) 性地とは、声聞人については煖法から世間第一法までであり、菩薩については順忍を獲得するが、諸法実相に愛著して、邪見を生じず、禅定水を得る。(3) 八人地とは、[声聞人については] 苦法から道比智忍までの十五心であり、菩薩にとっては無生法忍であり、菩薩位に入る。(4) 見地とは、[声聞人については] 初めて聖なる果報、すなわち須陀洹果を得る。菩薩は阿鞞跋致(不退転)地を得る。(5) 薄地とは、[声聞人については] あるものは須陀洹、あるものは斯陀含であり、欲界の九種の煩惱は分断しているので、菩薩については不退転地を過ぎてまだ成仏には至っておらず、諸煩惱の余気を断じて薄くする。(6) 離欲地者とは[声聞人については] 欲界や貪欲などの諸煩惱を離れるので「阿那含」と名付ける。菩薩については欲を離れ

ることを因縁とするので五神通を得る。(7) 已作地は声聞人にとっては尽智と無生智を獲得して、阿羅漢となる。菩薩に関しては仏地を成就する⁽⁴³⁾」

上記は「共の十地」の第七地までの解説であり、それぞれの地において、声聞および菩薩のそれぞれが獲得できる事柄が列挙される。上記のように「順忍」は菩薩との関連のみで説かれており、第七地までの菩薩の修習項目についてまとめると次表のとおりになる。

表2 『智度論』巻第七十五での「共の十地」における菩薩の修習項目

(1) 乾慧地	(2) 性地	(3) 八人地	(4) 見地	(5) 薄地	(6) 離欲地	(7) 已作地
初發心～未得順忍	順忍	無生法忍、入菩薩位	阿鞞跋致地	過阿鞞跋致地～未成佛	離欲因縁、得五神通	成就仏地

表2にまとめたように、「順忍」と「無生法忍」の後に「不退転地」が配される点は、(F) *Lalitavistara* および (J) 〈大哀經〉における「順忍」と「無生法忍」の用例と類似する。

また、「順忍」の特性として「愛著諸法実相、亦不生邪見、得禪定水」とする記述については、これからみていくように、他の『智度論』での「順忍」に関する記述とも類似、共通し、さらに先に指摘したように、(M) 竺法護訳『光讚般若』に確認できた「順忍」に関する記述「愛著法」「柔順法忍之愛著」とも類似性・関連性が窺える。

なお、すでに確認したように、(J) 〈小品系般若〉そのものにおいて「三乘共の十地」が説かれる箇所では、「順忍」は「共の十地」より前の段階として言及されているようであり、上掲の『智度論』における記述とは相違する。

さらに、上掲の用例同様、「順忍」と「無生法忍」に触れながら、「順忍」の特性として「未断法愛」といった事柄が説かれる用例が『智度論』巻第七十四「転不転品第五十六之余」に確認できる。

(V) 『大智度論』 卷第七十四 「転不転品第五十六之余」

「まだ阿鞞跋致を獲得していないものには〔次の〕2種がある。一つは信が少なく疑いが多いものであり、もう一つは疑いが少なく信が多いものである。「疑いが多く信が少ないもの」は經典を読誦することについて人よりも少し勝る。「信が多く疑いが少ないもの」はもし禪定を得ればすぐに柔順忍を得る。いまだ法への愛著を断じていないので、あるいは執着心を起こしたり、あるいは退転したりする。この人がもし常にこの柔順忍を修習すれば、柔順忍が増長するので法への愛著を断じ、無生忍を獲得して菩薩位に入る⁽⁴⁴⁾」

引用した箇所では「信が多く疑いが少ないもの」が禪定を修することで「柔順忍」を得ることが説かれ、さらに「柔順忍」を修習して、それが増長することで「無生忍」を得て菩薩位に入ることが説かれる。これまで見たきた用例と同様に「無生忍」＝「無生法忍」が「柔順忍」＝「順忍」よりも進んだ段階のものとして説かれている。

また、その「順忍」の特性として「法への愛著を断じていないこと」が説かれ、先の用例 (U) と同じく、(M) 竺法護訳『光讚般若』での「愛著法」「柔順法忍之愛著」との関連を窺わせる。

最後に、先に確認した (K) 〈小品系般若〉において「順忍」と「忍波羅蜜」が関連づけられた箇所に対する注釈の部分に相当する『智度論』卷第八十一「六度品第六十八之余」において「柔順忍」の特性が明らかにされる記述を確認する。

(W) 『大智度論』 卷第八十一 「六度品第六十八之余」

「答える「私は諸煩惱を断じ、習気は起きない。菩薩は般若（智慧）の力によって制御し、〔貪著する心〕を起こさせない。今般若の力を讚嘆しようとするので、結使はまだ断じていないけれども、仏が断じているのと異

ならない。尊い般若⁽⁴⁵⁾の力を知らしめるので、〔菩薩は〕発心して次のように思う。『この中では法は生じることも、滅することも、罵詈を受けることも、切り裂かれることもない』と」

問う「これは無生忍ではないのか。どうして柔順忍というのか」

答える「この中では五蘊が和合して仮に『衆生』と名付けるものを破すが、法を破すことはできないことを説く。それゆえ、経では『〔法は〕生じるものも滅するものもなく、罵詈を受けることもない』と説く。また、この人は我を破し、法が空であると観るけれども、〔それに〕未だに深く入ることができずに、まるでまだ法への愛著があるようであるので、無生忍⁽⁴⁶⁾のあり方を得たようになる。無生忍のあり方は不退転地であり、衆生を憐れむが、柔順忍の中には『法は空である』という思いがある。この二つの法のうち、一つは衆生に関して不可得であるので「衆生忍」と名付け、もう一つは法に関して不可得であるので「法忍」と名付ける。法忍は衆生忍を妨げず、衆生忍は法忍を妨げず、単に深いか浅いかで区別している⁽⁴⁷⁾」

やや難解な部分も含むが、先に確認した(K)〈小品系般若〉にみえる記述をめぐる解釈を示した箇所であり、経文では「柔順忍」とされていることについて、「無生忍(無生法忍)」ではないのか、という問いが示され、より具体的に「柔順忍」の在り方が示されている。上掲の『智度論』における、「無生法忍」ではないのかという質問に関しては、確かに(R)〈華嚴経〉「十忍品」の散文での「無生法忍」に関する説明と『小品般若』にみる説には類似点がみえ、一定の妥当性が認められる。その問いに対して、波線を施した箇所やその前にあるような解説・解釈を示して、それは「無生法忍」ではない旨を示す。その波線部分の「猶有著法愛故」という表現や下線部の「有念法空」という記述は、これまでみてきたものと同様、(M)竺法護訳『光讚般若』での「愛著法」や「柔順法忍之愛著」との類似性、関連性が窺える。

以上、『智度論』における「順忍」の用例の一部を紹介してきたが、管見の

限り、他の典籍との関連や類似性が窺える用例は上掲のものに限られるようである。他の用例では、上記の用例同様、基本的には「無生法忍」が「順忍」よりも進んだ段階のものとして位置付けられており、他には「順忍」の具体的な内容を示すものなどがみられる⁽⁴⁸⁾。

『智度論』での用例に関して特筆すべき点としては、まず、注釈対象である『大品般若』では「順忍」と「無生法忍」が関連づけられている用例が見出せないのに対し、『智度論』ではほとんどの用例で両者が関連づけられ、基本的には「順忍」は「無生法忍」の前段階とされる。一方、前節などでも確認したような「三忍」、すなわち、「順忍」「無生法忍」に「音響忍」を加えた教説は『大智度論』では確認できなかった。

5. まとめ

最後に、本稿でみてきた用例について総括したい。特に、第3節の用例(N)から(R)にかけての「順忍」の内容に関わる記述についての比較や、節・項をまたがる用例の間でみられた共通点や類似点、関連などについて今一度整理する。

まず、第2節からみてきた諸用例について順に箇条書きで振り返る。

(2.1) (A)～(D)の用例では、「順忍」を獲得した登場人物が仏や菩薩に供養する記述を確認した。特に(B)および(C)にみられる「疑いが消えた」という記述は、後でみる表3の(a)の要素とも関連性が窺える。

(2.2) (F) *Lalitavistara* と (G) 〈大哀経〉の用例では「順忍」や「無生法忍」などの獲得の後に「不退転地」「灌頂」が配される点で類似し、『智度論』の記述(U)とは「不退転」が「無生法忍」の後にくる点が共通する。

(2.2) (H) 〈首楞嚴三昧経〉と (I) 竺法護訳『賢劫経』では「順忍」などの前に「四無量心」や「六波羅蜜」が配され、「無生法忍」のあとに「諸仏が現前する(三昧)」が現れる点で関連性が認められる。「順

忍」の前に「六波羅蜜」を置く点は『智度論』の用例 (T)、「諸仏の現前」が説かれる点は『智度論』の用例 (S) と類似する。

- (3.1) (J) 〈小品系般若〉の用例では「共の十地」の前に「順忍」が置かれる。それに対して、『小品般若』の注釈書とされる『智度論』の用例 (U) では「共の十地」の第二地で「順忍」が獲得されると説かれる。
- (3.1) (K) 〈小品系般若〉の用例では「順忍」と「忍波羅蜜」が関連づけられて説かれ、それに対する注釈として (W) 『智度論』の説明がみられる。
- (3.1) (L) 〈善勇猛般若〉の用例では「順忍」に関連して「地獄に落ちない」とする記述が確認できるが、前稿でみた説一切有部アピダルマ文献にみられる「忍善根」＝「諦順忍」の特徴とされる「不墮(不退)」と類似する。
- (3.1) 〈小品系般若〉諸本のなかで、(M) 『光讚般若』のみにみられる「法愛著」「柔順法忍之愛著」という「順忍」に関する記述は『智度論』の用例 (U) (V) (W) にみえる記述との類似性、関連性が考えられる。

次に、第3節で確認した用例 (N) から (R) までの「順忍」や「無生法忍」などに関する記述について、表に整理すると次のとおりである。

表3 本稿で検討した用例 (N) から (R) までの記述のまとめ

	「無生法忍」と関連なし		「無生法忍」と関連		「三忍」
	(N) 〈三昧王經〉 Ch. VI	(O) 〈大神變會〉	(P) 〈十地經〉 第六地	(Q) 〈十地經〉 第六地	(R) 〈華嚴經〉 「十忍品」
(a) 疑いなし、信の獲得	(疑いなし)	(疑いなし)			音響忍(信の獲得)
(b) 音声		○			音響忍
(c) 退転しない、堅固	○			○	順忍

(d) 平等性		○	○		順忍
上記以外の要素	如来への供養、 無我	六波羅蜜			歓喜する心と清浄なる意、三昧

前稿で検討した初期經典や部派論書における「順忍」の用例を踏まえると、元来「順忍」は、「無生法忍」や「音響忍」とは関連していなかったとみることできる。大乘經典において、はじめに「無生法忍」が「順忍」と結びつき、そこに「音響忍」が加わって「三忍」とされていった、と予想することができる。上記表にまとめたように、「順忍」のみについて詳細に説かれる(O)〈大神変会〉の記述に最も多くの要素が含まれるのに対して、「三忍」が説かれる(R)〈華嚴経〉「十忍品」ではそのいくつかが「音響忍」に割り振られていることは上記の見方を支持する。以下、少し詳しくみていく。

(a) 「疑いなし」という要素が、(N)〈三昧王経〉Ch. VI と (O)〈大神変会〉では「順忍」の要素としてみられるのに対して、(R)〈華嚴経〉「十忍品」では「三忍」のうち「音響忍」に「信の獲得」が説かれる。すでに確認したように、(B)〈阿闍世王経〉や(C)〈大樹緊那羅王所問経〉での、「順忍」に関連づけられる「疑いが消えた」「障病が消えた」という記述との間に類似性がみられる。

(b) 「音声」に関するものは、(R)〈華嚴経〉「十忍品」ではその名のとおり「音響忍」に割り振られるが、(O)〈大神変会〉では「順忍」に関する要素とされる。

(c) 「退転しない、堅固である」という要素を「順忍」に関連づける記述は、(N)〈三昧王経〉Ch. VI, (Q)〈十地経〉第六地および(R)〈華嚴経〉「十忍品」に共有される。先に見た(F) *Lalitavistara* と (G)〈大哀経〉および『智度論』の用例(U)において「順忍」「無生法忍」のあとに「不退転(地)」を配する記述とはやや相違するものの、それらが関連したものである可能性も考えられるだろうか。

(d) 「平等性」と「順忍」については、(O)〈大神変会〉、(P)〈十地経〉第

六地、(R)〈華嚴經〉「十忍品」で確認でき、「順忍」の重要な要素とみられるが、本稿で検討した他の用例との関連性は見いだせない。

(O)〈大神変会〉にみる「順忍」において「六波羅蜜」を修することについては、(H)〈首楞嚴三昧經〉と(I)竺法護訳『賢劫經』で「順忍」の前に修習する項目として「六波羅蜜」が挙げられていることと関連が窺える。また、(N)〈三昧王經〉Ch. VI では「如来への供養」によって「順忍」を得るとされ、用例(A)～(D)では「順忍」を得てから「如来や菩薩に供養する」という記述とは順序が逆になっている。(R)〈華嚴經〉「十忍品」での「歡喜する心と清浄なる意」についても、用例(A)～(D)での「順忍」の獲得に伴って如来に対して供養する記述との関連が考えられる。

以上、本稿のタイトルにも示したように、大乘經典にあらわれる「順忍」に関する記述は種々の様相を示し、前稿で検討した初期經典および部派典籍における「順忍」の記述が基本的には初期經典にあらわれるものにもとづくか、あるいはそれらから展開したものであったのとは対照的である。大乘經典にあらわれる「順忍」の記述については、個々の典籍間で類似点や共通点を見いだすことはできるものの、用例すべてに共通する特徴などをあげることは難しい。これは、既に指摘したとおり、初期經典や部派典籍に見られるように「順忍」は元來単独で用いられていたが、次第に「無生法忍」や「音響忍」という言葉とともに用いられるようになっていったとみられることとも関連する可能性があるだろう。また、一部の大乗典籍において、「順忍」が大乗仏典で重視された「無生法忍」の前段階とされたのは、初期經典および部派典籍において「順忍」が正性決定(正定聚)、あるいは修道や見道の前段階とされたことの影響もあったように思われる。

略号および使用テキスト

AdsP *Aṣṭādaśasāhasrikā Prajñāpāramitā, The Gilgit manuscript of the Aṣṭādaśasāhasrikāprajñāpāramitā: Chapters 55 to 70 corresponding to the 5th Abhisamaya*, Conze, E., ed., Rome, 1962.

- D 西蔵大蔵経デルゲ版
- DKP *Druma-kinnara-rāja-paripṛcchā-sūtra: A Critical Edition of the Tibetan Text (Recension A) Based on Eight Editions of the Kanjur and the Dunhuang Manuscript Fragment*, Harrison, P. ed., Tokyo, 1992.
- Lv *Lalita vistara : Leben und Lehre des Čākya-Buddha*, 2 vols., Lefmann, S. ed., Halle, 1902-1909. (Reprint: Tokyo, 1977)
- MVy *Mahāvīyutpatti*, 『梵蔵漢和四訳対校 翻訳名義大集』, 榎亮三郎著, Kyoto, 1916-1925. (Reprint: Tokyo, 1981)
- PvP *Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitā*, Kimura, T. ed., Tokyo, 1986-2009.
- SR *Samādhirāja, Gilgit Manuscripts*, Vol. II, pt.1-2, Dutt, N., ed., 1939-1953.
- SukhV *Larger Sukhāvāṭīvyūha, The Larger and Smaller Sukhāvāṭīvyūha Sūtras*, Fujita, K., ed., 2011.
- SvVP *Suvikrāntavikrāmi-Paripṛcchā Prajñāpāramitā-Sūtra*, Hikata, R., ed., Fukuoka, 1958. (Reprint: Kyoto, 1983)
- T. 大正新脩大蔵経
- VkN *Vimalakīrtinīrdeśa: a Sanskrit Edition Based upon the Manuscript Newly Found at the Potala Palace* 『梵文維摩經—ポタラ宮所蔵写本に基づく校訂』, 東京: 大正大学総合佛教研究所梵語仏典研究会編, 2006.

参考文献

Miyazaki, Tensho

- 2016 "Highly Effective Practices in the *Sahā* World: Similar Accounts Found in Four "*Mañjuśrī Sūtras*" and Other Mahāyāna Sutras," 『印度学仏教学研究』 64-3, pp. 1171-1177.

五十嵐 明宝

- 1999 『正定聚不退転の研究』, 東京: 大東出版社.

大谷大学図書館

- 1930-1932 『西蔵大蔵経甘露兩勘同目錄』, 京都: 大谷大学図書館.

小谷 信千代

- 2000 『法と行の思想としての仏教』, 京都: 文栄堂書店.
2015 『真宗の往生論—親鸞は「現世往生」を説いたか』, 京都: 法蔵館.

櫻部 建

- 1969 『俱舎論の研究 界・根品』, 京都: 法蔵館.
1972 「不退」について—舟橋博士と上杉氏の所論を読んで, 櫻部 [1997b: 60-65] (初出『中外日報』掲載).

1997a 「無生智と無生法忍」, 櫻部 [1997b: 54-59] (初出: 『印度学仏教学研究』 14-2 掲載の英語論文 “Anutpādayāna and Anutpātikadharmakṣānti” にもとづく, 1966年).

1997b 『増補版 仏教語の研究』, 京都: 文栄堂.

櫻部 建・上山 春平

1969 『存在の分析〈アビダルマ〉』 (仏教の思想 2), 東京: 角川書店. (文庫版 1996年発行).

真田 康道

1986 「『無生法忍』の成立について」, 『人文学論集』 20, pp. 1-16.

周 柔含

2009 『説一切有部の加行道論「順決択分」の研究』, 東京: 山喜房佛書林.

高橋 尚夫・西野 翠 訳

2011 『梵文和訳 維摩経』, 東京: 春秋社.

龍山 章真

1938 『梵文和訳 十地経』, 名古屋: 破塵閣書房.

田村 智淳 訳

2003 『三昧王経 I』 (大乘仏典 10), 東京: 中央公論新社.

丹治 昭義 訳

2002 「首楞嚴三昧経」, 『維摩経・首楞嚴三昧経』 (大乘仏典 7), 東京: 中央公論新社, pp. 191-385.

戸崎 宏正 訳

2001 「善勇猛般若経」, 『般若部経典』 (大乘仏典 1), 東京: 中央公論新社, pp. 77-300.

平川 彰

1989-1990 『初期大乘仏教の研究 I-II』, 東京: 春秋社.

藤田 宏達 訳

2015 『新訂 梵文和訳 無量寿経・阿弥陀経』, 京都: 法蔵館.

兵藤 一夫

1990『四善根について—有部に於けるもの』、『印度学仏教学研究』38-2, pp. 871-863.

宮崎 展昌

2012『阿闍世王経の研究—その編纂過程の解明を中心として』, 東京: 山喜房佛書林

2017「初期大乘経典における弥勒菩薩の特徴に関する記述—「一生補処の菩薩」と「住兜率天」という2点をめぐって」, 『古典解釈の東アジア的展開—宗教文献を中心として』(藤井淳編), pp. 89-112.

2018「初期経典および部派論書にみられる「順忍」に関する記述」, 『仏教学セミナー』107号, pp. 122-93.

〈謝辞〉本稿は2017年11月の大谷大学仏教学会研究例会および2018年1月の真仏交流会にて口頭発表した内容にもとづくものである。その折にご質問やコメントをいただいた諸先生ならびに聴衆の方々に衷心より感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費JP16K16694の助成を受けたものである。

註

- (1) 高橋・西野[2011]が註記するように、梵本以外の藏・漢の諸本では *parinirvāṇa に相当する語が見えるので、ここでは同語を補って訳出する。
- (2) iti hi devānāṃ Indra sa Somacchatro rājakumāras tasya bhagavato Bhaiṣajyarājasya tathāgatasyāntikād imāṃ dharmapūjāṃ śrutvānulomikīm dharmakṣāntīm pratilabhate sma / yathāprāvṛtaiś ca vastrābharāṇais taṃ bhagavantaṃ chādayati, evaṃ vācam abhāṣat: ahaṃ bhagavan utsahe tathāgatasya saddharmaparigrahāya saddharmapūjākaraṇatāyāi saddharmaṃ parirakṣitum / tasya me bhagavāṃs tathādhiṣṭhānaṃ karotu / yathāhaṃ nihataṃārapratyarthiko bhagavataḥ saddharmaṃ parigrhñiyām // (VkN pp. 120-121; T. No. 475, 14.556c15-19; T. No. 474, 14.536a20-24; T. No. 476, 14.587a7-12)
- (3) *stong pa nyid kyi rjes su 'thun pa'i bzod pa: *śūnyatānulomika-kṣānti* (MVy 6571)《支識訳》「所喜信忍」《竺法護訳》「柔順法忍」《法天訳》「悟法性空, 生大歡喜, 即時獲得無生法忍」
支婁迦讖訳の「(所) 喜信忍」という訳語は *anulomikā kṣānti/ ānulomikī kṣānti* に対応すると考えられるが、直訳調とは言えない。むしろ、仏典に頻出する「歡喜信受」という表現との関連を連想させ、法を聞いて歡喜するという仏典に頻出する記述から、翻訳者は「喜信忍」という訳語をあてたのかもしれない。
- (4) *rab tu dga': *pramudita* 「歡喜する」(MVy 2932); *dga' ba dang yid ba skyes: *prīti-saumanasya jāta* 「喜悅と満悦を生じる」(MVy 2933)
- (5) この中略部分においては、チベット語訳および宋・法天訳ではいわゆる「心清淨説」が説かれるが、支婁迦讖訳と竺法護訳ではその「心清淨説」は既にここより前の箇所で説かれている。

- (6) *ras zung cig po*: 同経サンスクリット語断片によれば、この原語は *duṣṣayugam と推測される。duṣṣa/ dūṣya は「高価な布」を意味する。BHSD p. 268 参照。
- (7) ston pa 'di bstan pa'i tshé rgyal po ma skyes dgra stong pa nyid kyi rjes su mthun pa'i bzod pa thob par gyur nas/ de dga' mgu rangs/ rab tu dga' zhing dga' ba dang/ yid bde ba skyes nas thal mo sbyar te tshig 'di skad ces gsol to// 'jam dpal/ khyod kiyis legs par gsungs so// bdag gi 'gyod pa de bsal to// 'jam dpal gyis smras pa/ rgyal po chen po/ chos thams cad shin tu mya ngan las 'das pa yin na/ bdag gi 'gyod pa bsal to zhes gang khyod de skad zer ba de nyid dmigs pa chen po yin no/ ... (中略) ... gsol pa/ 'jam dpal/ bdag ni sgrub pa thams cad byang lags te/ gal te 'di'i bar skabs shig tu 'gum pa'i dus bgyis su lags na bdag ni slar mtshams sbyor bar mi 'gyur ro// 'jam dpal gyis smras pa/ rgyal po chen po/ chos thams cad shin tu mya ngan las 'da' bar rtog pa de nyid khyod kyi dmigs pa chen po yin no// de ci'i phyir zhe na/ rgyal po chen po/ chos thams cad ni shin tu mya ngan las 'das pa/ rang bzhin gyis ma skyes pa'o// de nas rgyal po ma skyes dgras rin brgya stong ri ba'i ngas zung gcig khyer te stan las langs nas 'jam dpal gzhon nur gyur pa la ras zung gcig po de phul lo// 'jam dpal gzhon nur gyur pa'i lus la ras zung gcig po de phul ma thag tu de nas de'i tshé 'jam dpal gzhon nur gyur pas bdag gi lus mi snang bar byas pa dang/ (D No. 216 mdo sde, Tsha 252a4-253a1; T. No. 626, 15.401b12-21; T. No. 627, 15.422b7-19; T. No. 628, 15.443a4-29)
- (8) 羅什訳では「菩薩像」とするが、他訳を参照して「化作された菩薩」と解釈する。
- (9) 「爾時大樹緊那羅王諸子聞説如是法已，得柔順法忍，各各以自所著瓔珞供上如来，而作是言：“世尊！今我等為仏出世，我等今日乃得聞是甚深之法。希有，世尊！乃能令諸伎樂音中説偈問疑，令菩薩像答其所問，能斷一切諸大衆疑。我等聞已得大法明」(T. No. 625, 15.379c20-25; T. No. 624, 15.360c11-16; Cf. DKP §8D)
- (10) blo gros rgya mtsho de ltar na bcom ldan 'das de bzhin gshegs pa 'od zer snang ba mtha' yas des bzhi pa sgrub pa bstan pa 'di bshad pa na/ srog chags bye ba khrag khrig phrag bcus bla na med pa yang dag par rdzogs pa'i byang chub tu sems bskyed do// dge slong bye ba phrag brgyad len pa med pas zag pa rnam las sems rnam par grol lo// rgyal bu gzhon nu de dag dang/ rgyal po'i bu mo rnam dang/ rgyal po'i btsun mo'i 'khor ni chung ngu'i rjes su 'thun pa'i chos la bzod pa skyes so// rgyal po chen po yul shin tu rnam par dag pa ni rno ba'i rjes su 'thun pa'i chos la bzod pa skyes so// de nas rgyal po yul shin tu rnam par dag pa tshim zhing mgu la yi rangs shing rab tu dga' ste dga' ba dang yid bde ba skyes nas rgyal srid thams cad bcom ldan 'das de la yongs su spyad pa'i phyir phul lo// 'phags pa blo gros rgya mtshos zhus pa/ bam po dgu pa/ blo gros rgya mtsho de nas bcom ldan 'das de bzhin gshegs pa 'od zer snang ba mtha' yas des rgyal po yul shin tu rnam par dag pa la 'di skad ces bka' stsal to// rgyal po chen po khyod kiyis yongs su spyad pa'i phyir rgyal srid thams cad de bzhin gshegs pa la phul zin na/ rgyal po chen po khyod dad pas legs par gsungs pa'i chos 'dul ba la khyim nas khyim med par rab tu byung zhig/ de ci'i phyir zhe na/ rgyal po chen po legs par gsungs pa'i chos 'dul ba la rab tu byung ba ni don che ba phan yon che ba rgya che ba'o// (D No. 152, mdo sde, Pha 92a3-b1; T. No. 400, 13.513c23-514a3)

- (11) 〈阿闍世王經〉と〈大樹緊那羅王所問經〉との間の関連性については、拙著 [2012: pp. 16ff] でも述べたように、後者には前者に対する言及がみられる点などが挙げられる。〈維摩經〉と〈阿闍世王經〉の関連については、拙著 [2012: p. 73 注 54] で指摘した五無間業に関する記述や拙稿 [2016] で扱ったサハール世界における行とその功德に関する記述、拙稿 [2017] でもみた、弥勒の特徴に関する記述などについて共通点や類似点が確認できる。ただし、〈維摩經〉〈阿闍世王經〉〈大樹緊那羅王所問經〉の3經典いずれにも共通した類似点などについては、管見の限り、これまで指摘されていないようである。
- (12) sarve ca te sattvāḥ sahadarśanāt tasya bodhivṛkṣasyāvairarttikāḥ samtiṣṭhante; yad utānuttarāyāḥ samyaksambodhes tīrasā ca kṣāntīḥ pratilabhante, yad idaṃ: ghoṣānugām anulomikāṃ anupattikadharmakṣāntiṃ ca (Sukh p. 58.18–22; T. No. 360, 12.271a13–15; T. No. 310 (5), 11.96c4–6; Cf. T. No. 363, 12.320c26–28)
- (13) dhāraṇīpratīlambho dharmālokamukhaṃ sarvabuddhabhāṣitādharmaṇatāyai saṃvartate / pratībhānapratīlambho dharmālokamukhaṃ sarvasattvasubhāṣitasamtoṣaṇāyāi saṃvartate / ānulomikadharmakṣānti dharmālokamukhaṃ sarvabuddhadharmānulomanatāyai saṃvartate / anupattikadharmakṣānti dharmālokamukhaṃ vyākaraṇapratīlambhāya saṃvartate / avāivartikabhūmi dharmālokamukhaṃ sarvabuddhadharmapratīpūryai saṃvartate / bhūmer bhūmisamkrāntijñānaṃ dharmālokamukhaṃ sarvajñajñānābhīṣekatāyai saṃvartate / (Lv pp. 35.18–36.1; T. No. 186, 3.487c12–16; T. No. 187, 3.545a18–24)
- (14) sgra'i rjes su 'gro ba'i bzod pa ni shes rab kyi rtsa ba'o// bsgoms pa las byung ba'i bzod pa ni shes rab kyi las so// zad pa shes pa ni shes rab kyi rtsa ba'o// mi skye ba shes par ni shes rab kyi las so// rjes su 'thun pa'i bzod pa ni shes rab kyi rtsa ba'o// mi skye ba'i chos la bzod pa ni shes rab kyi las so// phyir mi ldog pa'i sa ni shes rab kyi rtsa ba'o// bdang bskur ba'i sa ni shes rab kyi les so// (D No. 147, mdo sde, Pa 235b4–6; T. No. 398, 13.448a17–22)
- (15) チベット語訳では「第二の」随順忍とするが、羅什訳では「第三柔順忍」と造り、それは後で見る〈十地經〉などでの用例とも共通する。ただし、これらの典籍において、どうして「順忍」を「第三」とするのは不明である。
- (16) gang gi tshe pha rol tu phyin pa drug tshar phyin par gyur pa de'i tshe thabs mkhas pa rtogs par khong du chud pa yin no// gang gi tshe thabs mkhas pa rtogs par khong du chud pa de'i tshe rjes su 'thun pa'i bzod pa gnyis pa la gnas pa yin no// gang gi tshe rjes su 'thun pa'i bzod pa gnyis pa la gnas pa de'i tshe mi skye ba'i chos la bzod pa 'thob bo// gang gi tshe mi skye ba'i chos la bzod pa dang ldan pa de'i tshe sangs rgyas bcom ldan 'das rnamis kyiis bla na med pa yang dag par rdzogs pa'i byang chub tu lung bstan par 'gyur ro// gang gi tshe sangs rgyas bcom ldan 'das rnamis kyiis bla na med pa yang dag par rdzogs pa'i byang chub tu lung bstan pa de'i tshe sa brgyad pa la 'jug par 'gyur ro// gang gi tshe sa brgyad pa la zhugs par gyur pa de'i tshe byang chub sems dpa'i ting nge 'dzin da ltar gyi sangs rgyas mngon sum du bzhugs pa mthob ste/ de ting nge 'dzin de dang ldan pas sangs rgyas mthong ba dang mi 'bral bar 'gyur ro// gang gi tshe sangs rgyas mthong ba dang mi 'bral ba de'i tshe

sangs rgyas kyi chos thams cad yongs su rdzogs shing yongs su grub pa thos par 'gyur ro//
des sangs rgyas kyi chos thams cad yongs su rdzogs shing yongs su grub pa la gnas nas
sangs rgyas kyi zhing bkod pa phun sum tshogs pa mngon par sgrub bo// (D No. 132, mdo
sde, Da 272a4-b2; T. No. 642, 15.634a1-8)

- (17) ここで「順忍」を「第二」とすることは〈首楞嚴三昧經〉チベット語訳と対応する。一方、「音響忍」を「順忍」の後に配し、「第三」とすることに関しては本経独自のものとみられるもの、その由来や背景などは不明である。
- (18) 「立無尽哀具四等心。四等已具成就五通。五通已成備悉六度。六度已達得柔順。已逮斯忍，名曰第二。第三響忍解一切響本悉空寂。三界之音皆虛無實無一真諦。以了是義，因斯漸入無所從生法忍，悉暢三界皆無根本，五趣無元。了斯慧者乃逮無所從生法忍，入諸所生，心無所生，猶如虛空無憎，無愛。因便受決，已得受決，現在定見十方仏」(T. No. 425, 14.8c13-21)
- (19) evam ukte āyusmān Subhūtir Bhagavantam etad avocat: yadi Bhagavan bhava-saṃjñīna ānulomikī kṣāntīr nāsti kutah punaḥ prāptiḥ kuto 'bhisamayā? kiṃ punar Bhagavann abhāva-saṃjñīna ānulomikī kṣāntiḥ? Śuklavidaśanā-bhūmir vā gotra-bhūmir vā aṣṭamaka-bhūmir vā darśana-bhūmir vā tanū-bhūmir vā vītarāga-bhūmir vā kṛtvī-bhūmir vā pratyekabuddha-bhūmir vā bodhisattva-bhūmir vā, yā ca mārga-bhāvanām āgamyā kleśān prajāhīta śrāvakabhūmi-pratisamyuktān vā pratyekabuddhabhūmi-pratisamyuktān vā, yaīḥ kleśair āvṛto bodhisattva-niyāmam avakrāmet, bodhisattva-niyāmam avakrāman sarv'ākārajñātām anuprāpnuyāt, sarv'ākārajñātām anuprāpnuvan sarva-vāsanā'nusamḍhikleśān prajāhīta. punar Bhagavan nābhāva-saṃjñīnaḥ kasyacid dharmasya sthānam vā nirodho vā utpādo vā bhavati, na cānutpādyainān dharmān sarv'ākārajñātā'nuprāptum. (PvP V, pp. 166.31-167.10; Cf. AdSP p. 197.2-17; T. No. 223, 8.383c13-22; T. No. 221, 8.119c20-27; T. No. 220 (3), 7.707c18-26)
- (20) Subhūtir āha: katham Bhagavan bodhisattvo mahāsattvaḥ prajñāpāramitāyāṃ sthitvā kṣāntipāramitāṃ parigṛhṇāti? Bhagavān āha: iha Subhūte bodhisattvasya mahāsattvasya prajñāpāramitāyāṃ sthitasyānulomikī kṣāntīr utpadyate, tasyaivaṃ bhavati, iha na kaścid dharma utpadyate vā nirudhyate vā mriyate vā ākruśyate vā paribhāsyate vā cchidyate vā bhidyate vā hanyate vā tasya prathamacittotpādam upādāya yāvad bodhimaṇḍa-niṣaṅṅasya yadi sarvasattvā āgamyākrośayur vā paribhāseran vā loṣṭa-daṇḍa-śastra-prahārān dadyuś cchidyur bhidyur vā, tatra cāsyavaṃ bhavati, aho dharmāṇāṃ dharmatā, na iha kaścid dharma ākruśyate vā paribhāsyate vā cchidyate vā bhidyate vā hanyate vā, sa tāni kuśalamūlāni sarvasattva-sādhāraṇāni kṛtvā 'nuttarāyai samyaksambodhaye pariṇāmayati, tathā ca pariṇāmayati yathā 'sya tri-vidhā buddhir na bhavati, ko vā pariṇāmayati, kiṃ vā pariṇāmayati, kutra vā parinamayati. evaṃ khalu Subhūte bodhisattvo mahāsattvaḥ prajñāpāramitāyāṃ sthitvā kṣāntipāramitāṃ parigṛhṇāti. (PvP V, pp. 99.3-99.17; Cf. AdSP pp. 106.16-107.4; T. No. 223, 8.367c22-368a3; T. No. 220 (3), 7.682c21-683a9)
- (21) 同じように「忍」(認めること)と「忍辱」が結び付けられている例としては *Samādhirāja* Ch. VII 第30偈から第33偈 (SR pp. 84.7-85.4)などを挙げることで

きる。その *Samādhirāja* Ch. VII は「三忍に入る章」(Triḥśāntīyavatāra-parivarta) と称され、3種の忍を扱うけれども、後で述べるように本稿で扱うことは控える。

- (22) śrutam api Śāradvatīputra bhūtapratipatter etad adhivacanam, na vipratipatteḥ / na hi Śāradvatīputra vipratipannena ayaṃ dharmāḥ śruto bhavati / śrutārthakuśalaiḥ Śāradvatīputra yuṣmābhir bhavitavyaṃ pratipattisthitaiḥ / nāsti Śāradvatīputra vipratipannānām ānulomikī kṣāntīḥ / pratipattir eṣā Śāradvatīputra asmin dharme ucyate, yo yathānirdiṣṭeṣu dharmeṣu pratipadyate / kṣāntisaṃpannasya Śāradvatīputra pudgalasya pratipattisthitasya na bhūyo 'pāyagamanam bhavati, kṣipraṃ caisu dharmeṣu samudāgacchati / na avaramātrakeṇa kuśalamūlena viśvāsam āpattavyam / anikṣiptadhureṇāpi viśvāso na kartavyaḥ, yāvad eṣu dharmeṣu na pariniṣpatsyate iti / yaḥ Śāradvatīputra eṣu dharmeṣu pariniṣpannaḥ śikṣito labdhakṣāntir na bhūyasā 'pāyagamanaśamvartanīyaṃ karma kuryāt / na cāsya bhūyaḥ kausīdyaṃ vā hīnabhāgīyaṃ vā bhavet / nāpi tasya pratyudāvartanabhayaṃ bhavet / nāpi śaithilyam āpadyeta / tat kasya hetoḥ? pariñāto hi Śāradvatīputra tena bhavati saṃkleśāś ca vyavadānaṃ ca, dṛṣṭaṃ ca tena yathābhūtaṃ bhavati, sarvadharmā viparyāśasamutthitā abhūtā iti / sa evaṃ samyagdarśī kṣāntisaṃpanno bhavati, śūrato 'mandavāñ śīlaviśuddhisthita ācāragocaracāritrasaṃvarasaṃpannaḥ / (SvVP p. 65.4-21; T. No. 220 (16), 7.1090b21-c9)
- (23) 「舍利弗謂：「須菩提！何謂「菩薩生不淳淑」？」須菩提謂：「舍利弗！所以曰不淳淑者，謂愛著法也。」又曰「舍利弗！菩薩摩訶薩行般若波羅蜜，立於色空而知知識有所依倚。痛痒、思想、生死、識亦然。立之於空而知知識有所依倚，是謂菩薩摩訶薩柔順法忍之愛著也。生不淳淑」(T. No. 222, 8.165c21-27)
- (24) 笈法護訳にのみ「順忍」に相当する語が確認できる用例としては、先にも言及した (I) 『賢劫経』の用例や『正法華経』の用例 (T. No. 263, 9.100b6) が確認できる。
- (25) 以下、〈三昧王経〉の偈頌に関しては、いわゆる「仏教混淆梵語」(Buddhist Hybrid Sanskrit) で記されており、相当に難解な部分も含む。本稿では、古典サンスクリット語 (Classical Sanskrit) の正規形から逸脱している事柄に関して逐一注記することは控え、訳出に際してはチベット語訳や漢訳、先行する田村 [2003] なども適宜参照した。
- (26) 底本の梵本では *vāsti* とし、否定辞が見当たらないが、他訳や散文の内容との関連、そして文脈から *nāsti* と直して読んだ方が良いと考える。
- (27) この偈は特に重要であるが、前半のサンスクリット文 *ānulomi sarveṣa jināna śikṣato na cāsti dharmāś carate vicakṣaṇaḥ* は難解であり、強調書体とした部分は特に難しい。現行の梵本からは「賢者は「法は存在しない」として行じる」あるいは「賢者は「法が存在する」として行じることはない」と訳出することができるだろうか。一方、藏訳では *rgyal ba kun gyi rjes su mthun slob cing/ mkhas pa de ni chos min mi spyod de* とし、漢訳では「諸仏所學隨順學 智者如法常修行」とする。この両訳の文言は比較的よく対応するが、梵本とは対応しない。ここでは田村 [2003] 同様、藏訳および漢訳から訳出したものを掲げておく。
- (28) 底本とした梵本の *nairāmyasaṅgāya* は難解だが、第6偈に見られる *nairāmyasaṃjñā*

が転訛した可能性が考えられるだろうか。チベット語訳 *bdag med shes pas sad par byas pa la*, 漢訳「以無我法令開悟」でも特に *saṅgāya* に相当する語は見出せず、同語については留保して訳出する。

- (29) *tatra bhagavān punar api Candraprabhaṃ kumārabhūtam āmantrayate sma - tasmāt tarhi kumāra bodhisattvena mahāsattvena imaṃ samādhim ākāṅkṣatā kṣipraṃ cānuttarāṃ samyaksambodhim abhisamboddhukāmena samādhiparikarma karaṇīyaṃ / tatra kumāra katamat samādhiparikrama/ iha kumāra bodhisattvo mahākaruṇāsamprasthītena cittena tiṣṭhatāṃ vā tathāgatānāṃ parinirvṛtānāṃ vā pūjākarmaṇe udyukto bhavati, ... (中略) ... sa na kaṃcid dharmam ākāṅkṣaṃs tathāgataṃ pūjayati na rūpaṃ na kāmān na bhogān na svargān na parivārān / api ca khalu punar dharmacittako bhavati / sa ākāṅkṣan dharmakāyato 'pi tathāgataṃ nopalabhate, kim aṅga punā rūpakāyata upalapsyate / tasmāt tarhi kumāra eṣāṃ sā tathāgatānāṃ pūjā yad uta tathāgatasyādarśanam ātmanaś cānupalabdhīḥ karmavipākasya cāpratīkāṅkṣamāṇatā / anayā kumāra trimāṇḍalapariśuddhayā pūjayā tathāgataṃ pūjayitvā bodhisattvo mahāsattva imaṃ samādhim pratilabhate kṣipraṃ cānuttarāṃ samyaksambodhim abhisambudhyate //*

atha khalu bhagavāṃs tasyāṃ velāyāṃ Candraprabhasya kumārabhūtasya etad eva samādhiparikarmanirdeśaṃ bhūiyasyā mātrayā gāthābhigītena vistareṇa samprakāśamati sma -

anantajñānasya daditva gandhān anantagandho bhavati narāṇāṃ /
 na kalpakotīya vrajanti durgatiṃ durgandhiyaṃ teṣu na jātu bhoti // 1 //
 te kalpakotyās caramāṇu cārikāṃ pūjitva buddhāna sahasrakoṭīyah /
 te jñānagandhena samudgatena bhavanti buddhā varaśīlagandhikāḥ // 2 //
 sacet punar jānati nāsti sattvo yo gandha deti tatha yasya dīyate /
 etena cittena dadāti gandham eṣāsya **kṣāntīr mṛdu ānulomikī** // 3 //
 tasyaitaṃ **kṣāntīm** adhimātra sevataḥ sacen naraḥ kākañchedyū chidyate /
 kalpāna koṭyo yatha gaṅgavālikā ^(c) na tasya cittam bhavati vivartiyam // 4 //
 kiṃ kāraṇaṃ vucyati kṣānti nāma kathaṃ puno vucyati ānulomikī /
 avivartiko vucyati kena hetunā kathaṃ puno vucyati bodhisattvaḥ // 5 //
 kṣānty asmi dharme prakṛtau nirātmake nairātmyasaṃjñasya kileśu nāsti /
 khaṃ yādṛśaṃ jānati sarvadharmās tasmād iha syā kva tu kṣānti nāma // 6 //
^(c) ānulomi sarveṣa jināna śikṣato na cāsti dharmāś carate vicakṣaṇaḥ /
^(a) na buddhadharmeṣu janeti saṃśayān iyaṃ sa **kṣāntīr bhavatānulomikī** // 7 //
^(c) evaṃ carantasya ya loki mārāste buddharūpeṇa bhāṇeyya vācā /
 sudurlabhā bodhi bhavāhi śrāvakā na gr̥hṇoti vākyu na co vivartate // 8 //
 bodheti sattvān viśamātu dṛṣṭito na eṣa mārgo amṛtasya prāptaye /
 kumārga varṇitva pathe sthāpeti taṃ kāraṇam ucyati bodhisattvaḥ // 9 //
 kṣamiṣy anulomapathe sthītasya nairātmyasaṅgāya vibodhitasya /
 svapnāntare 'py asya na jātu bhoti asti naro pudgala jīva sattvaḥ // 10 //

(SR pp. 67.2–71.8; T. No. 639 15.555a22–b28)

- (30) /(a)sems ni mnyam pa nyid slad du/ rjes su 'thun dang mi 'thun pa'i/ gang la'ang sems ni mi 'jug pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /sangs rgyas nams kyis bshad pa yi/ zab cing zhi la 'thun bgyid cing/ de la rtsod par mi bgyid pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /mi dge thams cad ma gtogs par/ dge chos nams la 'jug 'gyur zhing/ de la'ang gnas par mi bgyid pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /(b)stong pa'i sgra dang sems can sgra/ de bzhin lta ba'i sgra dang ni/ sgra nams kun la ma chags pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /(b)sangs rgyas sgra dang nyon mongs sgra/ nmam mang chos kyi sgra nams dang/ gang gi sgra'ang mi rtog pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /sbyin dang tshul khirms thos pa dang/ brtson 'grus bsam gtan shes rab dang/ de bzhin kun la brtson bgyid pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /(d)thams cad bdag la sems mnyam zhing/ byang chub sems ni mi spong la/ byang chub lam ni ston bgyid pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags/
 /(a)rdzogs sangs rgyas kyis bdag cag la/ de 'dra'i chos ni bston mdzad de/ de la som nyi ma mchis pa/ de ni rjes 'thun bzod pa lags / (D No. 66, dkon brtegs, Ca 45b2-6; T. No. 310, 11.494c16-495a2)
- (31) yo 'yaṃ bhavanto jinaputrā bodhisattvaḥ pañcamyaṃ bodhisattvabhūmau supariṇāmaṃgāḥ ṣaṣṭhīṃ bodhisattvabhūmim avatarati / (a)sa daśabhir dharmasamatābhir avatarati / katamābhir daśabhir yad uta / sarvadharmānimittasamatayā ca/ sarvadharmānutpādasamatayā ca/ sarvadharmālakṣaṇasamatayā ca/ sarvadharmājātasamatayā ca/ sarvadharmaviviktasamatayā ca/ sarvadharmādiviśuddhisamatayā ca/ sarvadharmāṇiprapañcasamatayā ca/ sarvadharmāyūhāniryūhasamatayā ca/ sarvadharmā māyasvapnapratibhāsapratīśrutkodakacandraprativimṣanirmāṇasamatayā ca/ sarvadharmā bhāvābhāvādvayasamatayā ca/ (d)ābhir daśabhir dharmasamatābhir avatarati/ sa evaṃ svabhāvāt sarvadharmān pratyavekṣamāṇo 'numārgayann anulomayann avilomayan ṣaṣṭhīm abhimukhīṃ bodhisattvabhūmim anuprāpnoti / ṭikṣayānulomikyā kṣāṃtyā na ca tāvad anupattikadharmakṣāṃtimukham anuprāpnoti (DBh p. 96.6-14; T. No. 278, 9.558b1-12; T. No. 279, 10.193c7-16; T. No. 285, 10.476a1-5; T. No. 286, 10.514b13-26; T. No.287, 10.552b25-c8)
- (32) tasya bhūyasyā mātrayā 'syām abhimukhyāṃ bodhisattvabhūmau sthitasya bodhisattvasyābhedyaśayatā ca pariṇyate / niyatāśayatā ca kalyāṇāśayatā ca/ gaṃbhīrāśayatā ca apratyudāvartāśayatā ca / apratiprasabdāśayatā ca vimalāśayatā ca / anantāśayatā ca jñānābhilāśāśayatā ca/ upāyaprajñāsamprayogāśayatā ca pariṇyate/ tasyaite daśabodhisattvāśayāḥ svanugatā bhavaṃti tathāgatābodhau / (c)apratyudāvartanīyavīryas ca bhavati sarvaparapravādiḥ / samavasṛtas ca bhavati jñānabhūmau/ viniṣṛtas ca bhavati śrāvakaṇīyakaḥ buddhabhūmibhyaḥ / ekāṅtikas ca bhavati buddhajñānābhimukhatāyāṃ / (c)asaṃhāryas ca bhavati sarvamāraḥśasamudācāraiḥ / supratīṣṭhitas ca bhavati bodhisattvajñānālokatāyāṃ / superibhāvitās ca bhavati śūnyatānimitāpāraṇihitadharmasamu

dācāraiḥ / samprayuktaś ca bhavaty upāyaprajñāvicāraiḥ / vyavakīrṇaś ca bhavati
 bodhipākṣikadharmābhīnirhāraiḥ / tasyāsyām abhimukhyaṃ bodhisattvabhūmau sthitasya
 bodhisattvasya prajñāpāramitāvihāro 'tiriktatara ājāto bhavati / **ṭkṣṇā cānulomikī ṭṛṭīyā**
kṣāṃtir eṣāṃ dharmāṇāṃ / yathāvad anulomatayān avilomatayā/ (DBh pp. 103.10-104.3;
 T. No. 278, 9.559b20-29; T. No. 279, 10.194c26-195a7; T. No. 285, 10.477a21-b2; T. No.
 286, 10.515c8-17; T. No. 287, 10.554b7-18)

- (33) 漢訳では「随順音声忍」となっているもの、この箇所の子ベット語訳では *sgra khong du chud pa'i bzod pa* となっていて、訳出したように「音声を理解する忍」となっている。ただし、後続の偈頌の部分では「音声に随順する忍」(*sgra rjes su 'gro ba yi bzod pa*) となっている。
- (34) *mnyam par byed do//* : この言葉はやや難解である。先に見た〈十地経〉や後続の偈頌の文言を考慮すると「平等とみなす」ほどの意味かと推測できる。
- (35) この偈の前半部分は特に難解であるが、試みに上記のように訳出する。特に「寂靜なる世間の根本となったもので、根本なく」と訳出した部分 (*'jig rten zhi ba'i gzhir gyur pa/ gzhi med*) の意味が不明瞭である。漢訳は「實際不可壊 悉寂滅如如」とし、チベット語訳とは対応しないようである。
- (36) *kye rgyal ba'i sras dag bcu po gang 'di nams ni/ byang chub sems dpa' sems dpa' chen po nams kyi bzod pa thob pa ste/ bzod pa thob pa de dag dang ldan pa'i byang chub sems dpa' ni bzod pa thams cad kyis bsgrigs pa med pa thob pas/ sangs rgyas kyi chos zad mi shes pa bsgrigs pa med pa thams cad thob par 'gyur pa dag go/ bcu gang zhe na/ 'di lta ste/ sgra khong du chud pa'i bzod pa dang/ **mthun pa'i bzod pa dang/** mi skye ba'i chos kyi bzod pa dang/ sgyu ma lta bu'i bzod pa dang/ smig rgyu lta bu'i bzod pa dang/ rmi lam lta bu'i bzod pa dang/ sgra brnyan lta bu'i bzod pa dang/ gzugs brnyan lta bu'i bzod pa dang/ sprul pa lta bu'i bzod pa dang/ nam mkha' lta bu'i bzod pa'o// kye rgyal ba'i sras dag bcu po de nram ni byang chub sems dpa' nams kyi bzod pa thob pa ste/ 'das pa dang/ ma byon pa dang/ da ltar byung ba'i sangs rgyas bcom ldan 'das nams kyis gsungs so// gsung ngo// gsung bar 'gyur ro// kye rgyal ba'i sras dag de la **bzod pa dang po sgra khong du chud pa gang zhe na/ 'di lta ste / (a) chos de dag thos nas mi 'jigs mi skrag / skrag par mi 'gyur zhing dad pa dang/ yid ches pa dang/ mos pa dang/ spro ba dang 'jug pa dang rjes su 'brang ba dang/ de'i rang bzhin du gnas shing khong du chud par byed pa ste/ kye rgyal ba'i sras dag/ 'di ni byang chub sems dpa' sems dpa' chen po nams kyi sgra khong du chud pa'i bzod pa thob pa ste dang po'o// kye rgyal ba'i sras dag / byang chub sems dpa' sems dpa' chen po nams kyi **mthun pa'i bzod pa** thob pa gnyis pa gang zhe na/ kye rgyal ba'i sras dag/ 'di la byang chub sems dpa' sems dpa' chen po chos 'di dag ni mthun pa zhes bya bar rtog go / dpyod do// mnyam par byed do// mi 'gal bar byed do// chos de dag la ji ltar mthun par 'jug par bya ba de ltar nram par sgom mo// bsam pa nram par dag par byed do// mnyam par byed do// brtson par byed do// rtogs par byed do// rab tu sgrub bo// kye rgyal ba'i sras dag 'di ni byang chub sems dpa' sems dpa' chen po nams kyi mthun pa'i bzod pa thob pa ste gnyis pa'o// kye rgyal ba'i sras dag / byang chub sems dpa' sems dpa' chen po nams kyi mi skye ba'i chos kyi bzod pa***

thob pa gsum pa gang zhe na/ kye rgyal ba'i sras dag / 'di la byang chub sems dpa' sems dpa' chen po rdul tsam gyi chos kyang gang yang skyes par mthong ba med do// chos gang yang 'gag par mthong ba med do// de ci'i phyir zhe na/ gang ma skyes pa de ni ma 'gags pa'o// gang ma 'gags pa de ni mi zad pa'o// gang mi zad pa de ni rdul med pa'o// gang rdul med pa de ni tha mi dad pa'o// gang tha mi dad pa de ni 'gzhi med pa'o// gang gzhi med pa de ni zhi ba'i sa'o// gang zhi ba'i sa yin pa de ni 'dod chags dang bral ba'o// gang 'dod chags dang bral ba de ni mngon par 'du bya ba med pa'o// gang mngon par 'du bya ba med pa de ni smon pa med pa'o// gang smon pa med pa de ni gnas pa med cing len pa med pa ste/ kye rgyal ba'i sras dag / 'di ni byang chub sems dpa' sems dpa' chen po rnams kyi mi skye ba'i chos kyi bzod pa thob pa ste gsum pa'o// ... (後略) ...

/ji ltar skyes bu la la zhiḡ /rin chen 'byung gnas thos gyur nas/ /nor tshogs chen po bsags don du/ /rab tu dga' ba skye ba yin/
 /de bzhin shes rab che ldan pa'i/ /byang chub sems dpa' rgyal sras rnams/ /de bzhin gshegs pa'i chos kyi mtshan/ /zab cing zhi ba rab tu nyan/
/zab pa'i chos ni thos gyur cing /de dag yid ni 'jigs mi 'gyur/ /de dag sems la sdang ba med/ /skrag pa skye bar mi 'gyur ro/
/_(b)rgya chen dbyangs ni thos gyur nas/ /bzod pa'i dbyangs kyis byang chub tu/ /shes rab chen po yang dag 'jug/ de la the tshom skye ba med/
 /bdag ni thams cad mkhyen par bya/ /bdag ni mi yi mgon du bya/ /chos rab shin tu zab pa rnams/ /bdag gis sgra yi sgo nas thos/
/_(b)sgra yi rjes su 'brang bas ni/ /dga' ba'i dam pa mi 'thob ces/ /de bzhin gshegs pa'i chos don du/ /_(a)de yi mos pa brtan pa skye/
 /bsam pa byang chub sems rab kyis/ /'dul shing yongs su sgom pa byed/ /chos rnams 'khrug par mi byed de/ /_(a)de yi dad pa rnam par 'phel/
 /des ni sgra rjes 'gro ba yi/ /bzod pa rab tu 'thob par 'gyur/ /spyod la shin tu brtson byed cing /dbyangs kyi bzod la rab tu gnas/
 /chos kyi 'byung gnas yin pas na/ /shin tu brtson pa rab tu tshol/ /brtson 'grus ldog par mi byed de/ /sangs rgyas byang chub sgrub par byed/
/_(a)dbyangs tsam gyis ni gnas byed pas/ /byang chub sems la bag tsha med/ /dbyangs kyis mos pa rab tu 'thob/ /des ni rgyal ba mnyes par byed/
 /skyes bu la la bsod nams rgyas gyur pas/ /gser gyi 'byung gnas chen po rnyed gyur nas/ /brgyan pa'i gnas kyi rgyan du rab sbyangs na/ /de dag lus dang mthun pa'i rgyan du byed/
 /de bzhin mkhas pas chos kyi phul thos na/ /sems dang blo yangs rgya mtshor bsgyur byas shing/ /ji ltar sngon thos chos rnams rtog par byed/ /mi mthun tshul du chos la tshol mi byed/
 /de dag rtogs nas shin tu mthun par spyod/ /nam par mi sgom chos ni gang yang med/ /de dag chos rnams ji bzhin mthun byed cing /de bzhin de ni chos rnams khong du chud par byed/

/mkhas pa'i sems ni mam dag skyer 'gyur te/ /dga' ba'i sems yid nram dag gsal ba skye/ /
chos kyi yid la bdag nyid che ba brtson/ /rten cing 'brel 'byung chos la rab tu 'jug
/_(d)chos mams mnyam pa nyid la de brtson te/ /dngos po nram par bsgom la mngon par
brtson/ /rgyal ba'i mdzod dang 'gal bar mi byed de/ /_(d)chos mams mi mnyam med par
rab tu shes/
/de ni _(c)bsam pa mthar thug rab brtan pas/ /rgyal ba'i byang chub ji bzhin rab tu spyod/ /ri
rab bzhin du mi g-yo brtan pa yis/ /de yi bsam pa byang chub mchog la rten/
/mnyam gzhag sems dang ldan pas de brtson te/ /brtson 'grus ldan pa'i yid kyis rab tu
spyod/ /bskal pa stong du spyad pa spyod byed kyang /de yi brtson 'grus 'jig par mi
'gyur/
/di dag chos la yang dag de 'jug ste/ /rgyal ba'i rtogs bya'i gting yang rab tu myed/ /chos
nyid zhi ba rab tu thob gyur pas/ /de la 'jums pa'i yid byed gang yang med/
/dpe zla med pas ji skad gsungs pa ltar/ /_(d)de ni chos nams mnyam pa nyid du byed/ /mi
mnyam tshul du bzod pa mi skyed de/ /ye shes mnyam nyid yongs su rdzogs par sgrub/
/bde bar gshegs pas mthun par gang gsungs pa/ /de dag bzod pa'i sgo nas rab tu 'grub/ /
chos nams 'jig dang ldan pa ma yin te/ /chos nyid ji bzhin de 'dra rab tu shes/... (中
略) ...
/de bzhin byang chub sems dpa'i sems rab mngon skyes kyang /de la rdul cha'i chos
kyang skyes par gyur pa med/ /ma skyes gang yin chos de nam yang 'gag pa med/ /dam
pa'i chos kyi rkyen brten mkhas pa rab tu bzhugs/
/ma 'gag gang yin mi zad chos rgyud de dang de/ /chos nyid 'di yi tshul la rab tu gnas pa
yin/ /tha dad med pa'i chos dbyings 'di la rab tu 'jug / 'jig rten tha dad med pa'i rgyud
kyi tshul yang she/
/de bzhin nyid mnyam 'jig rten zhi ba'i gzhir gyur pa/ /gzhi med tha dad med pa'i yang
dag mtha' shes te/ /smon lam rdo rje'i rang bzhin 'gro la phan phyir 'debs/ /rgyal sras de
ni bde gshegs mkhyen la'ang mngon chags med/
/de ni dben gzhol sangs rgyas chos nams ston pa byed/ /chos kyi shugs las 'on kyang
g-yo bar 'gyur ba med/ /brda dang grangs kyi tshul gyis mngon par 'du byed de/ /'jig
rten snying brtser smon lam dam pa rab tu 'debs/
/smon lam 'debs la gnas kyang stobs bcu ldan pa ste/ /gro ba ma lus kun la de ni gnas pa
med/ /mkhas pa'i ye shes yongs su len dang 'dor ba spangs/ /chos dang chos kyi man
ngag nram pa'i tshul la mkhas/
/di ni bzod pa'i dam pa ma skyes chos can te/ /des ni chos nams zad med zad par mi
'gyur ro/ /mi skye'i tshul gyis yongs su gdams bya'i chos kyi dbyings/ /de bzhin nyid
las brtan pa nram par 'gyur ba med/
/rgyal sras byang chub don du bzod pa 'di gnas pa/ /de la phyogs kun sangs rgyas mtha'
yas lung yang ston/ /rgyal sras de la sangs rgyas mkhyen pas dbang bskur mdzad/ /
phyogs bcu kun nas rab tu snang bar mngon du gnas/
/de dag chos kun rab zhi rtag tu zhi ba'i sems/ /mngon par sgrub cing dge ba kun la 'gro

ba 'god/ /duṣ gsum chos rnamṣ kun gyi mtshan nyid de 'dra bas/ /mtshan rnamṣ yongsu dag byas sems can 'dul ba byed/ (D No. 44, phal chen, Kha 368a3-369a2, 377b5-379b1; T. No. 278, 9.580c5-26, 583a21-c22; T. No. 279, 10.232b6-26, 234c19-235b20; T. No. 291, 10.614b15-c4)

- (37) 次注に掲げるように、「3種の忍」については第一、第二、第三というかたちで偈頌によって詳しく説かれるが、その末尾の第22偈において、漢訳では次のように聞・思・修のそれぞれが「音声忍」「随順忍」「無生忍」の「三忍」に相当することが明らかにされる。

「一名随順音声忍、二名思惟随順忍、三名修習無生忍、学此三忍得菩提」(T. No. 639, 15.556b24-25)

一方、梵本の第22偈では、次のように造り、漢訳のように「三忍」それぞれについて説いたものとして読むことは難しいように思われる。

ghoṣānugāmī iya kṣāntir uktā cintāmayī bhāvanānulomikī /
śrutamayī sā anutpattikā yā śikṣā ca atrāpyayu bodhimārgaḥ // (SR p. 82.9-10)

「これが音声に随う忍と言われる。思慮よりなるもので、修習に随順するものであり、また、それは聞くことよりなるもので、不生に関する〔忍〕であり、これに入って学ぶことが悟りへの道である」

- (38) 梵本・藏訳の〈三昧王経〉と漢訳本でみられる第VII章での偈頌における「3種の忍」の区切り方については以下の表のとおりである。

偈頌数	1-4	5-8	9	10-14	15-22
梵・藏	第一忍			第二忍	第三忍
漢訳	第一忍	第二忍		第三忍	

また、「音響忍」に該当することが予想される「第一忍」に関しては、「音響」や「音声」と関連した記述が確認できず、その点についても検討の余地が残る。

- (39) 例えば、玄奘訳『瑜伽師地論』卷二十八 (T No. 1579, 30.439b17) や玄奘訳『大乘阿毘達磨集論』卷第五 (T No. 1605, 31.682b28ff), 玄奘訳『撰大乘論積』卷第六 (T No. 1598, 31.417a6ff) などの用例を上げることができる。
- (40) この箇所「先已説等忍、法忍」は、以下の記述を指すようである。

(卷第五「初品中摩訶薩埵積論第九」)「已得等忍」者、問曰：云何等？云何忍？答曰：有二種等。衆生等、法等。忍亦二種衆生忍、法忍。云何衆生等？一切衆生中等心、等念、等愛、等利、是名衆生等。(中略)復次一切衆生中不著種種相、衆生相、空相一等無異、如是觀、是名衆生等。若人入中心等無礙、直入不退、是名得等忍。得等忍菩薩於一切衆生不瞋、不惱、如慈母愛子。如偈説：

觀声如呼響 身行如鏡像 如此得觀人 云何而不忍？

是名衆生等忍。云何名法等忍？善法、不善法、有漏、無漏、有為、無為等法、如是諸法入不二入法門、入実法相門。如是入竟、是中深入諸法実相時、心忍直入

無諍，無礙，是名法等忍。如偈說：

諸法不生，不滅 非不生，非不滅

亦不生滅，非不生滅 亦非不生滅，非非不生滅

已得解脫」(T. No. 1509, 25.97a25-c1)

- (41) 「【經】大忍成就。【論】問曰：先已說等忍，法忍今何以故復說“大忍成就”？答曰：此二忍增長，名為“大忍”。復次“等忍”在衆生中一切能忍，“柔順法忍”於深法中忍，此二忍增長，作証得無生忍，最後肉身悉見十方諸仏化現在前於空中，是名“大忍成就”。譬如聲聞法中煖法增長名為“頂法”。頂法增長名為“忍法”，更無異法增長為異。等忍、大忍亦復如是」(T. No. 1509, 25.106c16-23)
- (42) 「復次行六波羅蜜乃至生柔順忍，是名得。能生無生法忍，入菩薩位，是名著。是清淨法中用無所得心，無此二事故，名“無得無著”」(T. No. 1509, 25.507b18-21)
- (43) 「十地者乾慧地等：(1) 乾慧地有二種：一者聲聞，二者菩薩。聲聞人… (中略) …。於菩薩則初發心乃至未得順忍。(2) 性地者：聲聞人從煖法乃至世間第一法。於菩薩得順忍，愛著諸法實相，亦不生邪見，得禪定水。(3) 八人地者：從苦法忍乃至道比智忍是十五心。於菩薩則是無生法忍，入菩薩位。(4) 見地者：初得聖果，所謂須陀洹果。於菩薩則是阿鞞跋致地。(5) 薄地者：或須陀洹，或斯陀含，欲界九種煩惱分斷故。於菩薩過阿鞞跋致地乃至未成仏。斷諸煩惱余氣亦薄。(6) 離欲地者：離欲界等貪欲諸煩惱，是名阿那含。於菩薩離欲因緣故，得五神通。(7) 已作地者：聲聞人得尽智，無生智，得阿羅漢。於菩薩成就仏地」(T. No. 1509, 25.585c28-586a17)
- (44) 「是未得阿鞞跋致者有二種：一者信少疑多，二者疑少信多。疑多信少者於誦誦經人小勝。信多疑少者若得禪定即時得柔順忍。未斷法愛故，或生著心，或還退沒。是人若常修習此柔順忍，柔順忍增長故斷法愛，得無生忍，入菩薩位」(T. No. 1509, 25.580a24-b1)
- (45) 大正蔵では「令人知貴般若般若力」とするが、その脚注に記された宋元明の三本および宮内庁所蔵福州版によって「令人知貴般若力」という読みをとる。
- (46) 「無生忍法」とは『大智度論』の別の箇所では次のように説明されている。おそらくは「無生忍」を構成する「要素」「属性」あるいは「あり方」のことだろうか。
(卷第二十七「初品大慈大悲義第四十二」)「問曰：何等是阿鞞跋致地？答曰：若菩薩能觀一切法不生，不滅，不生，不不滅，不共，非不共，如是觀諸法，於三界得脫。不以空，不以非空，一心信忍，十方諸仏所用實相智慧，無能壞，無能動者是名“無生忍法”」(T. No. 1509, 25.263c1-6)
- (47) 「答曰：仏斷諸煩惱，習不起。菩薩以般若力制令不起。今欲讚歎般若力故，結使雖未斷，与仏斷無異。令人知貴般若般若力故，發心作是念：“此中無有法，若生；若滅；若受罵詈，割截等。”問曰：此即是無生忍？何以言柔順忍？答曰：此中說破五衆和合假名衆生，不能破法。是故，經說：“無生者滅者，無受罵詈者。”又是人破我，雖觀法空，未能深入，猶有著法愛故，如得無生忍法。無生忍法即是阿鞞跋致地而有慈愍衆生，柔順忍中亦有念法空。是二法中，一處衆生不可得故，名“衆生忍”。二於法不可得故，名為“法忍”。法忍者不妨衆生忍。衆生忍不妨法忍。但以深淺為別」(T. No. 1509, 25.630b9-22)

- (48) 本論で割愛したものについてトピックとロケーションについて以下に記しておく。
- 卷第四十一「勸学品第八」：「菩薩の頂」について (T. No. 1509, 25.362a5-14)
 - 卷第四十九「発趣品第二十」：「無名の十地」の第四地「不捨頭陀功德」について (T. No. 1509, 25.415b6-12)
 - 卷第五十三「無生品第二十六」：2種の「無生観」=柔順忍観と無生忍観 (T. No. 1509, 25.437c15-21)
 - 同上：「五種菩提」の最初の2種を「柔順忍」および「無生忍」とする (T. No. 1509, 25.437c29-438a2)
 - 卷第八十六「遍学品第七十四」：「柔順忍」および「無生忍」で学ぶべきこと (T. No. 1509, 25.662b26-c4)